

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 2 - 2
- 2 案件名 「出張！なんでも鑑定団 in 宝塚」チラシ宅配業務委託（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日 から  
令和6年（2024年）6月10日 まで
- 5 契約相手方 住所：伊丹市大鹿6丁目68番地  
事業者名：ジャパンメッセンジャーサービス株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
①本チラシの宅配作業については、「通常、朝から夕方までの明るい時間帯とし、計画的な宅配と配布状況が確認できる管理体制をもって遂行する」こととし、広報たからづかの宅配作業と同条件としていることから、本チラシを円滑かつ効率的に配布するためには、広報たからづかの宅配作業と同時に行うことが望ましい。  
②本チラシの配布は令和6年6月に行うため、契約後、短期間での調整及び管理体制の構築が必要となる。  
③当該事業者とは令和5年（2023年）7月31日に、令和5年（2023年）10月1日から令和8年（2026年）10月31日までを履行期間とする「広報たからづか」「議会報かけはし」宅配及び管理業務（単価契約）委託を長期継続契約で締結（担当課は広報課及び議会事務局総務課）しているため、当該事業者は既に宅配作業に必要な管理体制を構築し、宅配に係るノウハウを有している。  
以上のことから、現在の広報たからづか宅配業務の受託業者である当該事業者が本業務を遂行するのに適当である。
- 7 問合わせ先  
課名：企画政策課  
内線：2027

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 3 - 3
- 2 案件名 コミュニティFM放送番組制作及び放送業務委託（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日 ～  
令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市逆瀬川1丁目11-1  
社名： 株式会社エフエム宝塚
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
(指定理由)  
幅広く市民に市政情報を発信するための有効な広報手段の一つとして、コミュニティFM放送による情報発信がある。(株)エフエム宝塚は、地元に着した番組を多く放送しており、災害時の緊急な情報提供の場合でも対応できるという地元FM局ならではのメリットがある。市内で唯一のコミュニティFM局である株式会社エフエム宝塚のほかには契約の相手方はいないため、上記業者と契約する。
- 7 問合わせ先  
課名： 広報課 内線： 2033

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 Z13-2
- 2 案件名 統一的基準に基づく財務書類等作成業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 履行期間 令和 6 年（2024 年）4 月 17 日 ～  
令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府中央区南久宝寺 4 丁目 1 番 2 号 7 階  
社名：菅原正明公認会計士・税理士事務所
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

### (指定理由)

統一的基準に基づく財務書類等の作成に関しては、総務省の基準に基づき作成するものです。

この基準に基づく判断とは、細部まで明確に示されているものではなく、逸脱できない基準はあるものの、自治体に裁量の余地があるルールとなっています。したがって判断によっては、財務書類の数値に影響を与えることも多いうえに、この判断は、数値上の判断だけではなく、過去からの経緯を踏まえて判断すべきことも多々あります。

また、当該委託においては市の財務書類にかかる顧問業務が含まれており、議会、監査、市民等からの質疑に対し専門家の立場として意見をもらう業務も包括されており、こちらについても過去の経緯を踏まえた判断も重要となります。

以上 2 点の理由により当該業務委託には継続性が重要であることから、当該業者を指定します。

- 7 問合わせ先  
課名：財政課 内線： 2018

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号            K 1 2 - 3
- 2 案件名             pipitLINQ サービス利用契約
- 3 案件場所           宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間           令和 6 年 4 月 1 日   ～   令和 7 年 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪府大阪市北区堂島 3 - 1 - 2 1   NTTDATA 堂島ビル  
社名： 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令    第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則      第 2 0 条第 2 項   第 3 号   該当  
  
(指定理由)  
本契約にて利用する預貯金照会サービス (pipitLINQ) は、市税徴収業務において、書面で行っていた金融機関への預貯金照会をデジタル化するものです。デジタル化することによって、業務量が大幅に削減され、回答に要する時間も短縮することができます。  
本市が預貯金照会を行っている主要な金融機関において、採用されているシステムは pipitLINQ のみであることから、当該システムを提供する株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西を契約相手として指定し、契約を行います。
7. 問合わせ先  
課名：市税収納課      内線：2448

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号            S K 1 - 1
- 2 案件名             法律相談業務委託
- 3 案件場所           宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間           令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方  
    住所：            神戸市中央区橋通 1 丁目 4 番 3 号  
    社名：            兵庫県弁護士会
- 6 指定理由  
    (根拠)  
        地方自治法施行令      第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
        宝塚市契約規則        第 2 0 条第 1 項但書該当  
    (指定理由)  
        弁護士法により法律相談を業として行う者は、弁護士に限定されているため、法律相談を行える団体は、弁護士で構成されている法人である弁護士会以外にはありません。  
        また、弁護士会は弁護士法で地方裁判所の管轄区域ごとに設立することになっています。本市を担当する弁護士会は、兵庫県弁護士会となっていることから、兵庫県弁護士会と随意契約するものです。
- 7 問合せ先  
    課名：            市民相談課                    内線：    2 4 7 7

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件名            市民活動促進支援事業委託
- 2 案件場所        宝塚市市内一円地内
- 3 契約期間        令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
- 4 契約相手方  
                    住所：宝塚市栄町2丁目1番1号  
  
                    社名：特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター
- 5 指定理由  
    （根拠）  
                    地方自治法施行令    第167条の2第1項第2号該当  
  
                    宝塚市契約規則        第20条第1項ただし書該当

### （指定理由）

本市は、協働のまちづくりのために市内にNPO法人設立の促進を図ることを重要な施策と位置付けている。宝塚NPOセンターは、平成10年4月に市内で唯一のNPO法人に対する中間支援組織として設立された。同NPOセンターは、これまで市内における非営利の公益活動を行う団体の法人化に向けた相談業務や支援事業を行うとともに、既に設立されたNPO法人に対しては、継続的・効率的な運営が図れるよう経営相談等の活動を行っており、その実績は、市内外で高く評価されている。市内にはNPO法人に対する中間支援組織は当該団体以外にはないこと、また、「宝塚市みんなのまちづくり協議会ポータルサイト」を同NPOセンターが作成しており、システム等を熟知し、効率的な運営が可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結する。

- 6 問合わせ先  
                    課名：市民協働推進課    内線：2037

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 宝窓委－1
- 2 案件名 令和6年度 戸籍システムソフトウェア等保守業務委託  
(令和6年4月分から令和6年12月分)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日から令和6年(2024年)12月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号  
社名：富士フイルムサービス株式会社  
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本契約の対象となる戸籍システムのソフトウェアは、富士フイルムシステムサービス社製であるため、同システムの著作権を保有する上記相手方以外では対応できないため。
7. 問い合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線：2472

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 宝窓委－ 5
- 2 案件名 令和 6 年度 窓口支援システムクラウドサービス保守に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市 市内外 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日から令和 7 年（2025 年） 3 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方  
住所： 大阪府大阪市西区土佐堀 2 丁目 2 番 1 7 号  
社名： 富士フイルムシステムサービス株式会社  
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本契約については、公募型プロポーザルを経て選定した上記相手方との契約により構築し、サービス利用契約を締結した本市で稼働中の窓口支援システムクラウドサービスに関する保守及び当該システムにおいて使用するハードウェアの保守を委託するものである。  
クラウドサービスに関する著作権を保有し、かつ使用するハードウェアもクラウドサービスと一体的に運用されるものであり、当該サービスに関する保守が可能な事業者は上記相手方のみであることから、随意契約を締結するもの。
- 7 問合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線： 2 6 8 2

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 宝窓委－ 1 2
- 2 案件名 令和 6 年度  
マイナンバーカード交付予約コールセンター運営等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日～令和 7 年（2025 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市北区大深町 3 番 1 号  
グランフロント大阪タワー B 1 1 階  
社名：株式会社ヒューマントラスト

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

マイナンバーカード交付予約コールセンター運営等業務委託については、マイナンバーカードに関する問い合わせや予約対応の業務負荷低減の観点から令和 3 年度に入札を実施し、令和 6 年 3 月 3 1 日までの契約を締結しました。

現在もマイナンバーカードについての問い合わせは多く、令和 6 年度も上記委託契約の継続が必要です。

令和 6 年度の実施にあたっては、本市のマイナンバー業務への対応やノウハウを習得していることが必要であり、この点、上記相手方は、本市における 3 年の業務実績とノウハウを持つことから、本市にとって最も円滑で適切な業務を実施できるため、特名随意契約を行います。

7. 問い合わせ先

課名： 窓口サービス課

内線： 2 6 5 6

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R6宝窓委－18
- 2 案件名 令和6年度申請書作成支援システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市役所 窓口サービス課
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日から  
令和7年（2025年）3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区東町126番地  
社名：日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書き該当  
  
(指定理由)  
本件は、すでに稼働している申請書作成支援システムの保守委託を行うものであり、同システムの著作権を保有する上記相手方以外では対応できないため。
- 7 問合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線：2652

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 宝窓使－ 1
- 2 案件名 戸籍総合システムソフトウェア賃貸借に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 4 月 1 日から  
令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 1 2 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市西区土佐堀 2 丁目 2 番 1 7 号  
社名：富士フイルムシステムサービス株式会社  
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
戸籍総合システムのソフトウェアは、現在稼働中の住民基本台帳システム、  
コンビニ交付システム及び住民基本台帳ネットワークシステムと密接に連携し  
ており、既に連携のための改修が行われている上記相手方のソフトウェアを引  
き続き選定しなければ、安定して業務を継続することが困難になる。  
また、同ソフトウェアの著作権を保有しているのは上記相手方のみであるこ  
とから、随意契約を締結するものである。
- 7 問合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線： 2 6 5 8

特名随意契約の理由書

1 案件番号 R 6 宝窓使－ 7

2 案件名 令和 6 年度個人番号カード交付予約・管理システム賃貸借契約  
(再リース)

3 案件場所 宝塚市東洋町 地内

4 契約期間 契約の日から令和 7 年 (2025 年) 3 月 3 1 日まで

5 契約相手方

住所 大阪市淀川区宮原 4－ 5－ 4 1

社名 行政システム株式会社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

現在利用中のマイナンバーカード交付予約・管理システムについては、事業者が交代した場合、新たにシステムの構築、既存データの移行及び住民基本台帳システムとのデータ連携が必要になり、作業費を要する。また、当該システムにおいて利用状況が良好であり、職員も使用に慣れていることから、円滑に業務を継続できる当該システムを提供している上記相手方と特名随意契約を行います。

7. 問い合わせ先

課名：窓口サービス課

内線： 2 6 5 6

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 国保委－ 1 1
- 2 案件名 差額通知作成処理委託契約
- 3 案件場所 宝塚市役所
- 4 契約期間 契約日 から 令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1 － 1 8 0 1 号  
社名：兵庫県国民健康保険団体連合会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
差額通知作成処理委託は、被保険者の住所、氏名、被保険者番号等の情報及び調剤レセプトのデータより、対象者を抽出する。  
これらの情報は兵庫県国民健康保険団体連合会が管理しており、個人情報保護の観点からも当該団体に差額通知作成処理を委託することが望ましいため、契約相手として指定する。
- 7 問合わせ先  
課名：国民健康保険課 内線： 2 4 8 2

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 国保委－１７
- 2 案件名 令和６年度被保険者証 個人番号下４桁通知のカスタマイズ対応改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和６年（２０２４年）６月３０日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市北区堂島浜一丁目２番１号  
社名： 株式会社日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 第２ 号該当  
  
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当委託は、現在稼働中の日立システムズ製パッケージ「ADWORLD」内の市町村事務処理標準システム（国保システム）を改修するものであり、日立システムズが「ADWORLD」の著作権を有しているため、改修は同社しか実施できません。  
従いまして、上記業者と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先  
課名： 国民健康保険課 内線： ２４９６

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 国保委－１０
- 2 案件名 令和６年度国保収納別管理に伴う保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月１日 ～ 令和７年（２０２５年）３月３１日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市北区堂島浜一丁目２番１号  
社名： 株式会社日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 第２ 号該当  
  
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当委託は、現在稼働中の日立システムズ製パッケージ「ADWORLD」の国保システムの収納管理を一部国民健康保険課で運用するための保守をするものであり、日立システムズが「ADWORLD」の著作権を有しているため、保守業務は同社しか実施できません。  
従いまして、上記業者と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先  
課名： 国民健康保険課 内線： ２４２９

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委－１３
- 2 案件名 後期高齢者保健指導等事業業務委託（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月１日 ～ 令和７年（２０２５年）３月３１日
- 5 契約相手方  
住所： 神戸市灘区水道筋５丁目１－１５－３０５  
社名： 創和クリエイティブライフ株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当  
  
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当該業務委託について、上記契約相手方は、令和６年（２０２４年）３月７日に実施した公募型プロポーザル審査会において、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案がなされ、優秀であると認められたことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定及び宝塚市契約規則第２０条第１項ただし書の規定により、特名随意契約を行うものです。
- 7 問合わせ先  
課名：医療助成課 内線：２６６１

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委－ 7
- 2 案件名 後期高齢者フレイル予防事業業務委託（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県神戸市中央区下山手通 4-18-1 ひょうご女性交流館 401 号  
社名：公益社団法人兵庫県栄養士会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
公益社団法人兵庫県栄養士会は、宝塚市及び阪神圏域の管理栄養士が多数所属する唯一の職能団体です。年間を通じて栄養士の資質の向上に関する研修や調査研究等を実施しており、地域における健康教育や普及啓発活動等の実績があるため当該業務を委託することが適切であることから、上記相手方と地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定及び宝塚市契約規則第 2 0 条第 1 項ただし書の規定により、特名随意契約を行うものです。
- 7 問合わせ先  
課名：医療助成課 内線： 2 6 6 1

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

国保委 - 1 3

2 案件名

特定健診未受診者対策及び特定保健指導訪問指導等業務委託（単価契約）

3 案件場所

宝塚市東洋町外 地内

4 契約期間

契約締結日～令和7年（2025年）3月31日

5 契約相手方

住所： 神戸市灘区水道筋5丁目1-15-305

社名： 創和クリエイティブライフ株式会社

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

当該業務委託については、令和2年度に公募型プロポーザル方式を実施した結果、本事業者が受託候補者として選定され、令和2年度から令和4年度まで特名随意契約を行いました。また、令和5年度に公募型プロポーザル方式を実施した結果、再度本事業者が受託候補者として選定され、特名随意契約を行いました。

この分野は専門事業者が少なく、県下市町において訪問特定保健指導等を実施している他の事業者に当該業務委託の可能性を確認したところ、本市の仕様内容についてはできる体制にないとの回答がありました。

このような状況を踏まえ、これまでの受託業務において成果を上げていることから、本事業者と特名随意契約を行うものです。

7 問合わせ先

課名： 国民健康保険課

内線： 2661

特名随意契約の理由書

- 1 案 件 名     法制事務総合検索システム使用許諾契約
- 2 案件場所     システムサーバが存する場所又は宝塚市東洋町地内
- 3 契約期間     令和6年(2024年)4月1日    ～    令和7年(2025年)3月31日
- 4 契約相手方

住 所：    東京都港区南青山2丁目11番17号

社 名：    第一法規株式会社

5 指定理由

(根拠)    地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

法制執務のよりの確な執行のためには、判例に関する情報のみならず、関連する法令、基本行政通知・通達、行政解釈などを含む多角的な情報の収集が有効であるところ、各情報の検索結果を相互に連携して閲覧する機能を有するシステムの調達が必要となる。そのような機能を有する総合的な法律情報検索システムを提供できる業者は、本契約の相手方しか存在しない。

また、訴訟事務や審査請求事務などにおいては、処分時点の法令の状態を確認すべきところ、任意の時点における法令の条文を検索・閲覧する機能が必要となるが、そのような機能を有するシステムを提供できる事業者は、本契約の相手方しか存在しない。

加えて、情報検索にかかる時間を短縮するためには、L G W A N回線を介してシステムにアクセスする環境が望ましいが、本契約の相手方が提供するシステムはこの仕様も満たすものである。

以上のことから、本契約の相手方として、第一法規株式会社を指定することとする。

6 問合せ先

課 名：    総務部行政管理室総務課

内 線：    2 0 5 4

特名随意契約の理由書

- 1 案 件 名     法務コンシェルジュデスクシステム使用許諾に関する契約
- 2 案件場所     システムサーバが存する場所又は宝塚市東洋町地内
- 3 契約期間     令和6年(2024年)4月1日    ～    令和7年(2025年)3月31日
- 4 契約相手方

住 所：    東京都港区南青山2丁目11番17号

社 名：    第一法規株式会社

5 指定理由

(根拠)    地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本契約は、本契約の相手方が発行する加除式図書（法制執務参考図書）と同一の内容を網羅するWebサービスを調達するものであり、掲載内容の著作権は、本契約の相手方に帰属するものである。

加えて、情報検索にかかる時間を短縮するためには、L G W A N回線を介してシステムにアクセスする環境が望ましいが、本契約の相手方が提供するシステムはこの仕様も満たすものである。

以上のことから、本契約の相手方として、第一法規株式会社を指定することとする。

6 問合せ先

課 名：    総務部行政管理室総務課

内 線：    2 0 5 4

特名随意契約の理由書

- 1 案 件 名 例規執務サポートシステム使用許諾契約
- 2 案件場所 例規集データベースのサーバが存する場所又は宝塚市東洋町地内
- 3 契約期間 令和6年(2024年)4月1日 ～ 令和7年(2025年)3月31日
- 4 契約相手方

住 所： 大阪市中心区谷町三丁目1番9号

社 名： 株式会社ぎょうせい関西支社

5 指定理由

(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本契約の相手方は、法制執務等の知識を有し、改正例規だけによる例規集データベースの整備が可能であること、本市における例規集の整備（加除）の実績が豊富であることが求められる。これらの条件を満たし、本市が仕様として要求する、例規改め文自動生成機能を有するシステムを提供できる業者は、株式会社ぎょうせいと他1社しか存在しない。

現在稼働中のデータベースは、現時点での例規内容のみならず、改正等の内容も含め過去各時点での例規内容で構成されており、それぞれの内容は株式会社ぎょうせいの例規執務サポートシステムの仕様に合わせ作成している。

特に、改正等の内容を含む過去各時点での例規内容は、法制執務上不可欠なデータであり、他社システムを導入して当該データを不備なく搭載するには、相当の費用及び検証が必要となることが見込まれる。

以上のことから、本契約の相手方として、株式会社ぎょうせいを指定することとする。

6 問合せ先

課 名： 総務部行政管理室総務課

内 線： 2054

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－3
- 2 案 件 名 宝塚市例規集（データベース）更新データ作成等業務委託契約
- 3 案件場所 例規集データベースのサーバが存する場所又は宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日 ～ 令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方

住 所： 大阪市中心区谷町三丁目1番9号

社 名： 株式会社ぎょうせい関西支社

### 6 指定理由

（根拠） 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

（指定理由）

- （1） 現在、例規集初期データは、(株)ぎょうせいの例規執務サポートシステム仕様で作成しており、他の業者が当該業務を行うためには、その業者のシステムに適応させるために当該初期データを修正するために膨大な作業時間を要すること。
- （2） 株式会社ぎょうせいは、法制執務等の知識を有し、改正例規だけによる例規集データベースの整備が可能であり、本市職員の負担を軽減し、また職員に異動等があってもデータベースの正確性が確保されること。
- （3） 株式会社ぎょうせいは、昭和32年の初版例規集発行から例規集を整備しており、本市における法制上の取扱いを熟知していること。

### 7 問合せ先

課 名： 総務部行政管理室総務課

内 線： 2054

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 看委 2 4 - 2
- 2 案件名 市立看護専門学校清掃業務等委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 4 丁目地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2 0 2 4 年） 4 月 1 日 ～  
令和 7 年（2 0 2 5 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所： 箕面市船場東 2 丁目 4 番 5 6 号  
社名： 日本空調サービス(株)
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本校は、宝塚市立病院と隣接しており、本校での各種警報を受信する警報盤や防犯機器スイッチが市立病院施設（中央監視室ほか）内にあることから、緊急対応を含め市立病院施設との一体的管理が必要です。市立病院の施設総合管理業務受託業者は、本校の当該施設、設備を熟知しており、同業者と契約することで、効率的、効果的に管理運営することができます。このため、市立病院の施設総合管理業務を受託している上記業者と契約を行うものです。
- 7 問合わせ先  
課名： 看護専門学校 内線： 8 0 7 7

## 特名随意契約の理由書

1. 案件名 人事給与システムライセンス追加契約
2. 案件場所 宝塚市東洋町地内
3. 契約期間 契約日 ～ 令和7年(2025年)3月31日まで  
履行期間 令和6年(2024年)4月1日 から 令和7年(2025年)3月31日
4. 契約相手方 住所:東京都渋谷区代々木1-22-1  
社名:ジャパンシステム株式会社
5. 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
令和4年度から稼働する人事給与システムの利用ライセンスのうち、委員報酬者のライセンスについては、選挙の有無等により年度によって大きく変動することが見込まれます。そのため、年度ごとに必要と見込まれるライセンス数を試算し契約を行うことで、システム利用期間内のライセンス利用料を安価に抑えられる可能性があることから、単年度ごとに契約を行うものです。新人事給与システム本体の契約相手方であるジャパンシステム以外に当該ライセンス追加の契約を行うことはできないため、上記事業者と特名随意契約を締結します。
6. 問合わせ先 課名 : 給与労務課 内線:2078

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号            K 4－2 0
- 2 案件名             ぴったりサービス連携にかかる申請管理システム等保守委託
- 3 案件場所           宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間           令和6年（2024年）4月1日 ～  
                         令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
                        住所 神戸市中央区東町126番地  
                        社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由  
                        （根拠）  
                        地方自治法施行令    第167条の2第1項第2号該当  
  
                        宝塚市契約規則        第20条第1項ただし書該当  
  
                        （指定理由）  
                        当該契約は令和4年度契約「【K4-13】ぴったりサービス連携にかかる申請管理システム等の構築業務委託」で上記相手方から導入したぴったりサービス連携にかかる申請管理システム等の保守に係る契約です。当該システムを、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、導入事業者として当該システムの仕様、動作環境に精通している上記契約相手方の他にありません。  
                        以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先  
                        課名：情報政策課    内線：4702・4704

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 K 4－7

2 案件名 サーバ統合化基盤（二次・三次稼働分）  
WindowsServer2022 対応業務委託

3 案件場所 宝塚市東洋町 地内

4 契約期間 契約日 ～  
令和6年（2024年）8月31日

5 契約相手方

住所 神戸市中央区東町126番地

社名 NECフィールディング株式会社 関西支社 神戸支店

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

（指定理由）

サーバ統合化基盤（二次・三次稼働分）については、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの長期継続契約を締結しており、令和6年10月稼働に向けて、構築しています。サーバ統合化基盤（二次・三次稼働分）上に WindowsServer2022 でセットアップされたゲスト OS の払い出し対応作業ができるのは、サーバ統合化基盤（二次・三次稼働分）の構築・保守事業者である上記契約相手方の他にありません。

以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

7 問合わせ先

課名：情報政策課 内線：4704・4703

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号            K 4－9 4
- 2 案件名              宝塚市統合運用業務委託
- 3 案件場所            宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間            令和6年（2024年）4月1日 ～  
                          令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
                        住所            神戸市中央区東町126番地  
                        社名            日本電気株式会社
- 6 指定理由  
                        （根拠）  
                        地方自治法施行令    第167条の2第1項第2号該当  
  
                        宝塚市契約規則        第20条第1項ただし書該当

### （指定理由）

本件の対象となるのは、情報システム、サーバ統合化基盤システム及び共通基盤システムです。

情報システムは、本市のネットワークを構成するサーバ・パソコン・ネットワーク機器であり、その運用にあたっては、既存機器の仕様や本市特有のセキュリティ対策、ネットワーク構成に精通していることが求められます。

サーバ統合化基盤システム、共通基盤システムは、それぞれ仮想化技術によってサーバ台数の削減を図る基盤と各課業務システムが共通利用するデータを取りまとめて連携するための基盤であり、運用にあたっては、情報システムの機能の利用を前提としているため、情報システムの構成・運用に精通していることが必須条件となります。

上記事業者は、各システムの構築業者であるとともに、セキュリティ強化のため、度重なる本市のネットワーク構成見直し作業を実施した実績があります。そのため、前述の要件を満たす唯一の事業者であり、かつ障害発生時の迅速な対応が可能であることから、同事業者を随意契約の相手方とします。

- 7 問合わせ先  
                        課名：情報政策課    内線：4706

## 特名随意契約の理由書

- |    |                                                                                                                                                    |                                    |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 1  | 案件番号                                                                                                                                               | K 4 — 6                            |
| 2  | 案件名                                                                                                                                                | 行政情報サービス i J AMP 使用に関する契約          |
| 3  | 案件場所                                                                                                                                               | 宝塚市東洋町 地内                          |
| 4  | 契約期間                                                                                                                                               | 令和6年(2024年)4月1日 ～ 令和7年(2025年)3月31日 |
| 5  | 契約相手方                                                                                                                                              |                                    |
|    | 住所                                                                                                                                                 | <u>東京都中央区銀座5丁目15番8号</u>            |
|    | 社名                                                                                                                                                 | <u>株式会社時事通信社</u>                   |
| 6  | 指定理由<br>(根拠)                                                                                                                                       |                                    |
|    | 地方自治法施行令                                                                                                                                           | 第167条の2第1項 <u>2</u> 号該当            |
|    | 宝塚市契約規則                                                                                                                                            | 第20条第1項 ただし書該当                     |
|    | (指定理由)                                                                                                                                             |                                    |
|    | 庁内のパソコンから、最新の国の施策や補助金、他自治体の事例など、業務に<br>用できる質の高い情報を各部署が効率的に収集でき、L G W A N 経由の配信が可<br>な行政情報サービスは「i J A M P (官庁速報)」のみであり、当該サービスは<br>記相手方のみが取り扱っているため。 |                                    |
| 7. | 問合わせ先                                                                                                                                              |                                    |
|    | 課名：情報政策課                                                                                                                                           | 内線：4705                            |

1 案件番号 K 4 - 1 7

2 案件名 住民問い合わせ対応 AI チャットボットシステム使用に関する契約

3 案件場所 宝塚市東洋町 地内

4 契約期間 令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 4 月 1 日 ～  
令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 3 月 3 1 日

5 契約相手方  
住所 兵庫県豊岡市桜町 10-11  
社名 C A M E L 株式会社

6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当  
  
(指定理由)  
当該契約は令和 4 年度に「【K4-16】住民問い合わせ対応 AI チャットボットシステム導入に関する契約」で上記相手方から導入した住民問い合わせ対応 AI チャットボットシステムの使用に係る契約です。上記相手方以外では当該システムの提供をすることが出来ません。以上の理由により、上記相手方と随意契約を行います。

7 問い合わせ先  
課名：情報政策課  
内線： 4 7 0 2

|   |                                                                                                                              |                                                          |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 1 | 案件番号                                                                                                                         | K 4 - 1 9                                                |
| 2 | 案件名                                                                                                                          | 申請管理システムライセンス使用に関する契約                                    |
| 3 | 案件場所                                                                                                                         | 宝塚市東洋町 地内                                                |
| 4 | 契約期間                                                                                                                         | 令和 6 年（2 0 2 4 年）4 月 1 日 ～<br>令和 7 年（2 0 2 5 年）3 月 3 1 日 |
| 5 | 契約相手方                                                                                                                        |                                                          |
|   | 住所                                                                                                                           | <u>神戸市中央区東町 1 2 6 番地</u>                                 |
|   | 社名                                                                                                                           | <u>日本電気株式会社 神戸支社</u>                                     |
| 6 | 指定理由<br>(根拠)                                                                                                                 |                                                          |
|   | 地方自治法施行令                                                                                                                     | 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 <u>2</u> 号該当                         |
|   | 宝塚市契約規則                                                                                                                      | 第 2 0 条第 <u>1</u> 項ただし書該当                                |
|   | (指定理由)                                                                                                                       |                                                          |
|   | 当該契約は令和 4 年度契約「【K4-13】ぴったりサービス連<br>システム等の構築業務委託」で上記相手方から導入した申請管<br>理の契約です。上記相手方以外では当該システムの提供を受け<br>以上の理由により、上記相手方と随意契約を行います。 |                                                          |
| 7 | 問合わせ先                                                                                                                        |                                                          |
|   | 課名                                                                                                                           | 情報政策課                                                    |
|   | 内線                                                                                                                           | 4 7 0 2                                                  |

|    |                |                                                                                                                                                                                                                                   |   |     |
|----|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----|
| 1  | 案件番号           | K 4                                                                                                                                                                                                                               | — | 7 6 |
| 2  | 案件名            | 宝塚市サーバ統合化基盤(二次稼働分)の賃貸借及び保守に関する契約（再リース）                                                                                                                                                                                            |   |     |
| 3  | 案件場所           | 宝塚市東洋町 地内                                                                                                                                                                                                                         |   |     |
| 4  | 契約期間<br>(履行期間) | 契約日 ～ 令和6年（2024年）9月30日<br>令和6年（2024年）4月1日 から<br>令和6年（2024年）9月30日 まで                                                                                                                                                               |   |     |
| 5  | 契約相手方          | 住所： <u>大阪府大阪市淀川区宮原 3-3-31</u><br>社名： <u>三菱 HC キャピタル株式会社 関西法人支店</u>                                                                                                                                                                |   |     |
| 6  | 指定理由<br>(根拠)   | 地方自治法施行令 第167条の2第1項 <u>2</u> 号該当<br><br>宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当<br><br>(指定理由)<br>本案件については、上記契約相手方とのリース契約期間が令和4年9月30日をもって満了し、令和6年3月31日まで再リース契約を締結していますが、次期サーバ統合化基盤の導入まで現行機器を使用する必要があります。<br>以上のことから、上記相手方と特名随意契約による再リース契約を締結するものです。 |   |     |
| 7. | 問合わせ先          | 課名：情報政策課<br>内線：4704                                                                                                                                                                                                               |   |     |

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 1 4 1
- 2 案件名 LoGo チャットサービス利用契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区伊藤町 1 2 1  
社名 株式会社システムリサーチ 神戸支店

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書該当

(指定理由)

庁内のパソコンを利用し、L G W A N 環境及びインターネット環境の両方で利用でき、職員間および全国の多数の自治体と効率的な情報共有を行うことができる自治体用ビジネスチャットツールは「L o G o チャット」のみである。また、兵庫県が事務局を務める兵庫県電子自治体推進協議会にて、令和 5 年度から県下自治体で「L o G o チャット」を共同調達することとなっており、当該サービスを販売できるのは、サービス提供会社である株式会社トラストバンクから指定されている上記業者のみであるため。

7. 問い合わせ先

課名：情報政策課

内線：4 7 0 5

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委—76
- 2 案件名 セクシュアルマイノリティ電話相談業務
- 3 案件場所 兵庫県宝塚市中野町4-1 1
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日 ～  
令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県宝塚市中野町4-1 1  
社名：特定非営利活動法人 女性と子どものエンパワメント関西
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

セクシュアルマイノリティ電話相談では、性自認や性的指向など性に関する悩みをはじめ、それに付随する人間関係や職場についてなど幅広い相談を受けています。相談者に年齢制限はなく、当事者本人、家族、友人、教員など誰でも相談できるようにしています。

セクシュアルマイノリティの相談は、長い期間をかけて信頼関係を築きながら相談に対応する必要性があり、本市のセクシュアルマイノリティ電話相談業務も開始から受託し、相談者の方との信頼関係が築かれている当該団体と契約するものです。

7. 問合わせ先  
課名：人権男女共同参画課 内線：2467

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 ひょうご防災ネット（宝塚市安心メール）使用

3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内

4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日から  
令和7年（2025年）3月31日まで

5 契約相手方

住所： 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号  
社名： 株式会社ラジオ関西

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

ひょうご防災ネットは、兵庫県が株式会社ラジオ関西に依頼して開発したシステムであり、県下市町が株式会社ラジオ関西に使用料を支払うことにより開発費を抑えつつ同じプラットフォームでメール配信ができる仕組みである。このシステムを提供できるのは当該事業者のみであるため、同者を特名随意契約の相手方とする。

7. 問い合わせ先

課名：総合防災課

内線：4811

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 宝塚市防災行政無線  
スマートフォンアプリ「コスモキャスト」サービス利用契約

3 案件場所 宝塚市東洋町1-1 地内

4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日から  
令和7年(2025年)3月31日まで

5 契約相手方

住所： 大分県別府市大字野田807番地の3  
社名： 株式会社サークル・ワン

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本サービスは防災行政無線と連携して、市民が保有するスマートフォンを通じて、一斉もしくは登録地域ごとに避難の呼び掛けや緊急連絡を可能とするものであり、防災行政無線の放送が聞こえにくい屋内や山間部への災害情報伝達を目的としている。

本サービスは株式会社サークル・ワンが開発し特許を取得している装置を通じて起動させるため、同社以外の業者で構築することができない。

以上の理由から、株式会社サークル・ワンとサービス利用契約することとする。

7. 問い合わせ先

課名：総合防災課

内線：4811

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委―1
- 2 案件名 宝塚市災害情報システム運用保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年) 4月 1日 ～  
令和7年(2025年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区磯辺通三丁目2番11  
社名：アジア航測株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本件において、上記契約相手方は、令和2年(2020年)2月12日～3月25日に実施した公募型プロポーザルにおいて、厳正中立に審査した結果、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案がなされ、優秀であると認められており、令和2年(2020年)6月26日の議決をもって「防災情報システム機器」の調達を行った事業者である。また、「防災情報システム機器(機能拡張用端末)」についても、令和2年(2020年)12月22日付で契約を締結し調達を行っている。本業務は、令和3年4月より運用を開始している同システムについて、市での円滑な運用を支援することを目的とし、運用支援業務、緊急対応業務、システム維持業務を行うものであるため、上記契約相手方と特名随意契約を行うものである。
7. 問い合わせ先  
課名：総合防災課 内線：4811

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委―2
- 2 案件名 宝塚市被災者支援システム運用保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年) 4月 1日 ～  
令和7年(2025年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区磯辺通三丁目2番11  
社名：アジア航測株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本件において、上記契約相手方は、令和2年(2020年)8月24日～10月27日に実施した公募型プロポーザルにおいて、厳正中立に審査した結果、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案がなされ、優秀であると認められており、令和2年(2020年)12月22日付で契約を締結し調達を行った事業者である。本業務は、令和3年4月より運用を開始した同システムについて、市での円滑な運用を支援することを目的とし、運用支援業務、緊急対応業務、システム維持業務を行うものであるため、上記契約相手方と特名随意契約を行うものである。
7. 問合わせ先  
課名：総合防災課 内線：4811

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委－3
- 2 案件名 宝塚市MC A防災行政無線システム保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日から  
令和7年（2025年）3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市北区堂島浜2－2－8  
社名： 西菱電機株式会社大阪支社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務は、災害時に避難情報等を放送するため確実な作動が求められる宝塚市MC A防災行政無線に関わる保守点検業務である。MC A防災行政無線は、通信情報、監視、遠隔制御コマンド、制御手順等について、メーカーがそれぞれに開発しているため、異なる他社が対応（保守管理）することが出来ない。

以上の理由から、本市が導入しているシステムを構築した上記業者を指定して契約する。

7 問合わせ先

課名：総合防災課

内線：4811

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 E 2 - 1
- 2 案件名 公営住宅システム簡易改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日～令和 6 年（2024 年） 1 0 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区磯辺通り 2 丁目 1 - 1 3  
社名：株式会社ニチワ
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本案件は現行の公営住宅システムの機能のオプションを追加し、業務効率を向上させることを目的としており、上記契約相手方は、ソフトウェアの開発元であり所有権を持つ N E C ソリューションイノベータ社の代理店で同システムを設計、構築した事業者であることから、著作権等の権利関係のため、ほかに受託できる事業者がないため。
- 7 問合わせ先  
課名： 住まい政策課 内線：2377

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号           TKS 2－1
- 2 案件名             宝塚市建築確認情報MAPシステム維持管理業務委託
- 3 案件場所           宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間           令和6年(2024年)4月1日   ～   令和6年(2024年)8月31日
- 5 契約相手方  
    住所：   神戸市中央区播磨町21番1号  
    社名：   株式会社さくらケーシーエス
- 6 指定理由  
    (根拠)  
    地方自治法施行令   第167条の2第1項第2号   該当  
  
    宝塚市契約規則    第20条第1項ただし書    該当  
  
    (指定理由)  
    当契約にかかるシステムは、建築確認業務のため導入されたものであり、  
    今後もこのシステムを継続して使用するためには、十分な維持管理を行うと  
    ともに、障害発生時の迅速な対応が求められます。  
    当該システムは株式会社さくらケーシーエスが開発したものであり、他者  
    では維持管理ができないことから、上記相手方と維持管理契約をします。
- 7 問合わせ先  
    課名：建築指導課    内線：2363

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 T 7 - 2

2 案件名 宝塚市屋外広告物管理システム保守業務委託

3 案件場所 宝塚市東洋町地内

4 契約期間 令和 5 年 ( 2 0 2 3 年 ) 4 月 1 日 ~  
令和 6 年 ( 2 0 2 4 年 ) 3 月 3 1 日

5 契約相手方

住所 : 神戸市中央区磯上通 4 - 1 - 6

社名 : 株式会社 パスコ 神戸支店

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書き該当

(指定理由)

本保守サービスを受ける屋外広告物管理システムは、平成 2 7 年度に屋外広告物管理システム導入業務委託で整備したもので、兵庫県屋外広告物条例に適合するよう構築したものであります。

当システムの運用に際しては、株式会社パスコが、本市の使用形態に対応できるよう仕様を変更を加えて納入しており、そのシステムにも株式会社パスコの著作権が及びます。

以上のことから、当該システムの保守等メンテナンスを行える者は、これを構築した株式会社パスコだけであり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定等により当該業者へ委託をするものであります。

7 問合わせ先

課名 : 都市計画課

内線 : 2393

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 7-3
- 2 案件名 都市計画支援システム保守管理等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ~  
令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所: 尼崎市西長洲町1-1-15  
社名: 国際航業株式会社兵庫支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第 1 項ただし書き該当  
  
(指定理由)  
本保守サービスを受ける都市計画支援システムは、令和元年度事業である都市計画基本図更新等業務委託で整備したもので、市が保有している都市計画の地形図及び都市計画情報の閲覧、検索、印刷、修正及び加工が可能なシステムで、都市計画業務の効率化・合理化を図るための都市計画業務支援システムと来庁者が利用できる窓口支援システムからなるものであります。  
都市計画基本図更新等業務委託の受託者である国際航業株式会社が、本市の使用形態に対応できるよう仕様に変更を加えて納入しており、そのシステムにも国際航業株式会社の著作権が及びます。  
以上のことから、当該システムの保守等メンテナンスを行える者は、これを構築した国際航業株式会社だけであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定等により当該業者へ委託をするものであります。
- 7 問合わせ先  
課名: 都市計画課 内線: 2393

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 E 1 - 1
- 2 案件名 営繕積算システム R I B C 2 賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和 6 年 ( 2 0 2 4 年) 4 月 1 日 ~  
令和 7 年 ( 2 0 2 5 年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：東京都港区西新橋 3 - 2 5 - 3 3  
社名：一般財団法人 建築コスト管理システム研究所
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
「営繕積算システム R I B C 2」は、公共建築工事の積算業務の合理化・省力化を図るため、「営繕積算システム等開発利用協議会」(旧建設省、都道府県及び政令指定都市で構成)にて開発された「営繕積算システム R I B C」の後継システムである。同システムは上記相手方が開発したものであり、賃貸借及びサポートについても上記相手方のみが行っているため、随意契約を締結するものである。
7. 問合わせ先  
課名：建築営繕課 内線：2 3 5 0

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－1
- 2 案件名 宝塚市生活困窮者自立相談支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日 ～  
令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書号該当

(指定理由)

本事業は、生活困窮者等からの相談に応じ支援を行うものであるが、生活困窮者等の自立支援については、社会福祉士である相談支援員の知識と経験を生かし、生活困窮者に寄り添った包括的な支援を継続的に行うことが必要である。

契約相手方である社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は、社会福祉法第109条に定められた法人であり、本事業開始以前より、民生委員・児童委員を中心とした地域の支援者との連携によって、生活に何らかの課題を抱えている生活困窮者等の相談及び支援に取り組んでいる団体である。

また、市域7地区全てに地区センターを設け、地域福祉の推進におけるネットワークを既に構築しており、本事業により配置される相談支援員は、このネットワークを最大限に活用して支援を行っている。

さらに、生活困窮者への支援は長期に亘り継続するケースが多く、生活困窮者に対する個別的、継続的な支援にあたり、行政機関や関係団体との連携が不可欠である。

本事業を推進するにあたり、相談支援員に必要とされる専門的知識、技術及び経験、そして地域資源を活かすことができる団体は市社協以外にはないため特名随意契約とする。

7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課

内線2622

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委ー 2
- 2 案件名 宝塚市就労準備支援事業及び  
生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）業務委託
- 3 案件場所 宝塚市全域
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～  
令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市栄町 2 丁目 1 番 1 号 ソリオ 1 3 F  
社名：特定非営利活動法人 宝塚 N P O センター
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 号該当

(指定理由)

就労準備支援事業は、生活困窮者等で日常生活や社会生活上の自立が不十分であるため、直ちに求職活動を行うことが困難で、就労意欲の喚起や一般就労に向けた基礎知識の形成に関する支援を必要とする者が対象である。

また、自立相談支援事業（就労支援）は、就労に向けた準備が一定以上整っている者に対して、ハローワークへの同行訪問、面接対策、就労後のフォローアップなどの支援を行うものであり、前述の就労準備支援事業と一体的に事業を実施することは、支援の連続性の観点からも円滑な事業運営を可能とする。

さらに、国の就労準備支援事業実施要領において、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業が行われている場合、被保護者に対する就労準備支援事業との一体的実施に努めることとされている。

宝塚 N P O センター（以下、「当法人」という。）は、厚生労働省より地域若者サポートステーション事業を受託している市内唯一の団体であり、就職困難者の支援に関する専門知識や技術及び豊富な経験を活かし、被保護者就労準備支援事業を併せて実施できるとともに、一体的・効率的・円滑な事業運営を行える団体であるため。

- 7 問合わせ  
課名：せいかつ支援課

内線：2622

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－3
- 2 案件名 宝塚市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市全域
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月 1日 ～  
令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市安倉西3丁目1番5号  
社名：社会福祉法人 希望の家
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 号該当

### (指定理由)

本委託業務は、「貧困の連鎖防止」の観点から、生活保護受給世帯や就学援助対象世帯等の生活困窮世帯における子どもに対して学習支援を行うことで、基礎学力や学習意欲の向上を促し、子どもの将来の社会的自立に寄与することを目的とするものである。

契約相手方である社会福祉法人希望の家は、障害福祉施設ならではの視点を活かし、対人関係が苦手であったり、集団になじめない等の理由により参加が困難な児童・生徒の対応や当該世帯の生活実態への気づきなど単なる学習支援の提供だけでなく、生活困窮者等世帯に対する配慮が行き届いている。

また、本事業開始時より本事業を委託しており、これまで培ったノウハウを生かし、対象児童・生徒への安定的・継続的な支援を考慮し、当法人を契約相手方として指定することが望ましい。

### 7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課

内線：2622

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第2405号
- 2 案件名 介護給付適正化支援システム導入業務・運用支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：高知市葛島4-3-30  
社名：ジェイエムシー株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

介護給付適正化支援システムの導入業務・運用支援については、令和2年度から令和5年度までの4年間、長期継続契約により上記契約相手方が実施している。

同支援システムの賃貸借に関する契約は、令和6年3月31日で4年間の賃貸借期間切れとなるが、本市が求める機能を満たしている現在のシステムを引き続き利用するため、再度賃貸借契約を締結しようとするにあたり、上記契約相手方は、同システム及び本市での運用状況を熟知していることから、効率的かつ適正にシステムの運用支援を継続することができる。

また、上記契約相手方以外のものがシステムの導入業務・運用支援を行った場合、責任体制が不明確になり、著しく支障を生じる恐れがある。これらのことから、引き続き業務を委託するものである。

- 7 問合わせ先  
課名：健康福祉部 介護保険課 内線：2510

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第2407号
- 2 案件名 介護給付適正化支援システム賃貸借及び保守業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：高知市葛島4-3-30  
社名：ジェイエムシー株式会社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

現在稼働している介護給付適正化支援システムの賃貸借に関する契約は、令和6年(2024年)3月31日で賃貸借期間が終了する。

上記事業者のシステムの導入以来、初めて契約期間の満了に伴う更新の機会を迎えることとなるが、現行システムを用いての業務遂行が軌道に乗り始めたところ、今のタイミングで新システムへ更新を行えば、かえって業務効率を損なうこととなる。

令和6年度については、現行システムを継続使用することが望ましいと判断し、現賃貸人との再リース契約を行う。

7 問合わせ先

課名：健康福祉部 介護保険課 内線：2510

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第15号
- 2 案件名 高齢者生活機能評価等業務委託（運動機能向上型）
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月 1日 から  
令和7年（2025年）3月31日 まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小浜4-5-6  
社名：一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社

### 6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1号ただし書該当

（指定理由）

本件委託業務は、介護保険法第115条の45第1項第1号に定める介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス類型の一つとして、宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第3条に定める訪問型サービスC事業を実施する業務である。訪問型サービスC事業は、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項に定める基準に従って、リハビリテーション専門職（以下、専門職という。）がサービス利用者の自宅を訪問し、生活機能や生活環境を評価した上で、介護予防に向けた改善の提案や助言を行うものであることから、本件委託業務を受けるためには、①介護保険法施行規則の基準を遵守すること、②市内に専門職を派遣することができること、③介護予防に対する理解と経験が十分であること、の要件を満たす必要がある。

一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社は、総合事業の訪問型サービスを既に実施しており、基準を遵守することが可能である。また、市内に専門職を派遣することができる法人は、多数の専門職を雇用している病院又は介護老人保健施設等に限られる中、同法人は、介護老人保健施設を運営し、多数の専門職を雇用していることから、専門職を派遣することができる。さらに、本市との協定に基づき、本市の介護予防の取組の一つであるいきいき百歳体操へ専門職を派遣するなど、本市の目指す介護予防に対する理解と経験が十分である。

したがって、契約の目的及び性質に照らして、上記要件を満たす同法人を相手方と特定して契約を締結する。

### 7 問い合わせ先

課名：介護保険課 内線：2154

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第 2 3 9 6 号
- 2 案件名 新規申請に係る要介護認定調査業務委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円外 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小浜 4－5－6  
社名：一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社

6 指定理由  
(根拠)

|          |                                        |
|----------|----------------------------------------|
| 介護保険法    | 第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号、同法第 2 7 条第 2 項該当 |
| 地方自治法施行令 | 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当               |
| 宝塚市契約規則  | 第 2 0 条第 2 項第 4 号該当                    |

介護保険法第 2 7 条第 2 項の規定により、新規の要介護認定申請に係る認定調査については、市町村が行うこととし、例外として、同法第 2 4 条の 2 第 1 項で指定市町村事務受託法人（以下、「事務受託法人」）に委託できると規定されている。本市では認定調査を行う専門的な知識を有する職員が配置されていないため、介護保険制度創設当初から事務受託法人による調査を行っている。

事務受託法人として兵庫県の指定を受けているのは、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会（神戸市）・社会福祉法人小野市社会福祉協議会（小野市）・公益財団法人加古川総合保健センター（加古川市）・一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社（宝塚市）・株式会社アール・ツーエス（西宮市）であり、市内では一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社のみである。

近隣市の事務受託法人である、こうべ市民福祉振興協会と株式会社アール・ツーエスは、神戸市および西宮市と当該調査の委託契約を締結しており、人員体制等により本市と契約することはできない。

契約相手方である宝塚市保健福祉サービス公社は、調査責任者および専任で認定調査に従事する介護支援専門員が配置され、日々の認定申請に早急に対応できる体制が確保できている。また、研修等で調査基準を熟知した調査員による正確・公平な調査が保障されている。よって、宝塚市契約規則第 2 0 条第 2 項第 4 号に基づき上記契約相手方と特名随意契約とするものである。

- 7 問合わせ先  
課名：介護保険課 内線：2 5 1 1

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第2399号（－1～4）
- 2 案件名 新規申請（他市依頼分）に係る要介護認定調査業務委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円 地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方

住所： 宝塚市小浜4－5－6  
社名： 一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社

住所： 宝塚市安倉西2丁目1番1号  
社名： 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

住所： 静岡県浜松市中央区元城町218番地26  
社名： 社会福祉法人聖隷福祉事業団

住所： 宝塚市大原野字南穴虫1－253  
社名： 社会福祉法人宝成会

### 6 指定理由 (根拠)

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 介護保険法    | 第24条の2第1項第2号、同法第27条第2項該当 |
| 地方自治法施行令 | 第167条の2第1項第2号該当          |
| 宝塚市契約規則  | 第20条第2項第4号該当             |

介護保険法第27条第2項の規定により、新規の要介護認定申請に係る認定調査については、市町村が行うこととし、例外として、同法第24条の2第1項で指定市町村事務受託法人（以下、「事務受託法人」）に委託できると規定されている。本市では認定調査を行う専門的な知識を有する職員が配置されていないため、介護保険制度創設当初から事務受託法人による調査を行っている。

事務受託法人として兵庫県の指定を受けているのは、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会（神戸市）・社会福祉法人小野市社会福祉協議会（小野市）・公益財団法人加古川総合保健センター（加古川市）・一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社（宝塚市）・株式会社アール・ツーエス（西宮市）であり、市内では一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社のみである。

近隣市の事務受託法人である、こうべ市民福祉振興協会と株式会社アール・ツーエスは、神戸市および西宮市と当該調査の委託契約を締結しており、人員体制等により本市と契約することはできない。

契約相手方である宝塚市保健福祉サービス公社は、調査責任者および専任で認定調査に従事する介護支援専門員が配置され、日々の認定申請に早急に対応できる体制が確保できている。また、研修等で調査基準を熟知した調査員による正確・公平な調査が保障されている。よって、宝塚市契約規則第20条第2項第4号に基づき上記契約相手方と特名随意契約とするものである。

### 7 問合わせ先

課名：介護保険課 内線：2520

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第2400号
- 2 案件名 新規申請（他市依頼分）に係る要介護認定調査業務委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円 地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方

住所： 宝塚市小浜4-5-6  
社名： 一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社

- 6 指定理由  
(根拠)

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 介護保険法    | 第24条の2第1項第2号、同法第27条第2項該当 |
| 地方自治法施行令 | 第167条の2第1項2号該当           |
| 宝塚市契約規則  | 第20条第1項ただし書該当            |

介護保険法第27条第2項の規定により、新規の要介護認定申請に係る認定調査については、市町村が行うこととし、例外として、同法第24条の2第1項で指定市町村事務受託法人（以下、「事務受託法人」）に委託できると規定されている。本市では認定調査を行う専門的な知識を有する職員が配置されていないため、介護保険制度創設当初から事務受託法人による調査を行っている。

事務受託法人として兵庫県の指定を受けているのは、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会（神戸市）・社会福祉法人小野市社会福祉協議会（小野市）・公益財団法人加古川総合保健センター（加古川市）・一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社（宝塚市）・株式会社アール・ツーエス（西宮市）であり、市内では一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社のみである。

近隣市の事務受託法人である、こうべ市民福祉振興協会と株式会社アール・ツーエスは、神戸市および西宮市と当該調査の委託契約を締結しており、人員体制等により本市と契約することはできない。

契約相手方である宝塚市保健福祉サービス公社は、調査責任者および専任で認定調査に従事する介護支援専門員が配置され、日々の認定申請に早急に対応できる体制が確保できている。また、研修等で調査基準を熟知した調査員による正確・公平な調査が保障されている。よって、宝塚市契約規則第20条第1項ただし書に基づき上記契約相手方と特名随意契約とするものである。

- 7 問合わせ先

課名：介護保険課 内線：2520

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－2
- 2 案件名 宝塚市ピアサポート事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市安倉西2丁目外地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月 1日から  
令和7年（2025年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号  
社名：社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本件の履行においては、自ら障害<sup>がたい</sup>や疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障害や疾病のある発達障害を含めた障害者及び障害児のための支援を行うことができる体制が求められる。

上記法人は、ピアサポーターによる面談、ピアサポートサロンの実施、ピアサポーターの養成やピアサポート活動のコーディネートを行うなどの実績がある。さらに、ピアサポート事業に関する環境が整備できている業者は上記法人において他にないことから、随意契約の相手方とする。

- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課<sup>がたい</sup> 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障賃 - 3
- 2 案件名 地域生活支援事業給付費請求審査システム賃貸借契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月 1日 から  
令和7年(2025年)3月31日 まで
- 5 契約相手方 住所:枚方市牧野本町2-1-12  
社名:株式会社 P S B
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
対象物件は、地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援)の請求審査用のソフトウェアである。対象物件を使用することにより、正確かつ迅速に請求内容を審査することが可能となる。上記業者は、著作権者としてソフトウェアの仕様等を熟知しており、トラブル発生時の迅速な復旧が可能となり、当課の業務円滑な遂行が期待できることや、制度改正等にも柔軟に対応が可能である。
- 7 問合わせ先 課名:障<sup>がい</sup>碍福祉課 内線:2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障賃 - 5
- 2 案件名 障害福祉業務総合支援ソフト貸借契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月 1日 から  
令和7年(2025年)3月31日 まで
- 5 契約相手方 住所：福岡県大野城市川久保3丁目1番23号  
社名：株式会社 ニック
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
(1) 上記ソフトウェアは、支払業務を委託している国民健康保険連合会からのデータを活用し請求審査を行うため、導入にあたり既存システムの大改修を行う必要が無く、早期かつ安定的に稼働できる。  
(2) (1) に該当するソフトウェアを取り扱っている事業者が、上記契約相手方以外にない。
- 7 問合わせ先 課名：障<sup>がい</sup>碍福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 障委一 8

2 案件名 宝塚市視覚障害<sup>がい</sup>者生活訓練事業委託

3 履行場所 宝塚市市内一円 地内

4 履行期間 令和6年(2024年)4月1日から  
令和7年(2025年)3月31日まで

5 契約相手方

住所：大阪市鶴見区今津中2丁目4番37号

社名：社会福祉法人 日本ライトハウス

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

- ① 上記法人は、90年を超える歴史を有し、視覚障害<sup>がい</sup>者の福祉を目的とする社会福祉法人では草分け的な団体であり、視覚障害<sup>がい</sup>者のリハビリテーション等に関し、専門知識、技術及び豊富な経験を有すること。
- ② この契約の目的である生活訓練事業と同様の事業を実施している社会福祉法人が見当たらないこと。
- ③ 上記法人は、この契約の受託者として、これまでの成績が優秀であること。

7 問合わせ先

課名：障害福祉課<sup>がい</sup> 内線： 2542

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－9
- 2 案件名 宝塚市<sup>がいの</sup>障害者就労支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市 売布東の町 地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月 1日 から  
令和7年（2025年）3月31日 まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西3丁目1番5号  
社名：社会福祉法人宝塚さざんか福祉会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
本件の履行においては、就職に向けた準備、就職活動、職場定着及び離職後の再支援等、一人の<sup>がいの</sup>障害者に対して深く関わる必要があり、身体障害、知的<sup>がいの</sup>障害、精神<sup>がいの</sup>障害、発達<sup>がいの</sup>障害等の<sup>がいの</sup>障害特性を理解し、それぞれに適した支援を行うことができる体制が求められる。  
上記法人は平成6年度から障害者支援施設等に職域開発指導員を配置し、多数の<sup>がいの</sup>障害者を支援の上、就職に導いた実績があり、<sup>がいの</sup>障害者の就労に関する専門知識と豊富な経験を有している。さらに、ハローワークや企業との連携体制も構築されており、就労支援、ジョブコーチによる職場定着支援に特化した相談員を配置している業者は上記法人において他にないことから、随意契約の相手方とする。
- 7 問合わせ先 課名：<sup>がいの</sup>障害福祉課 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－１９
- 2 案件名 宝塚市高齢者・障害者<sup>がい</sup>権利擁護支援センター運営業務委託
- 3 案件場所 宝塚市弥生町外地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月 １日から  
令和７年（２０２５年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：静岡県浜松市中区元城町２１８番地２６  
社名：社会福祉法人聖隷福祉事業団
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本業務は、高齢者及び障害者<sup>がい</sup>の権利を尊重し、かつ擁護し地域社会でその人らしく安心して暮らせるようにするため、高齢者及び障害者<sup>がい</sup>の権利擁護に関する総合的な相談支援等を行う宝塚市高齢者・障害者<sup>がい</sup>権利擁護支援センターの運営を委託するものである。  
令和２年度に行った本案件の公募型プロポーザルは、業務内容に問題がなければ翌年度以降も継続して契約するというものであり、受注者となった上記相手方は、年度を通して問題なく業務を遂行したため、引き続き随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課<sup>がい</sup> 内線：２７０５

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－１２
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市口谷東３丁目外地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月 １日から  
令和７年（２０２５年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西３丁目１番５号  
社名：社会福祉法人 宝塚さざんか福祉会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び<sup>がい</sup>障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが<sup>がい</sup>障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：２７０５

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－１３
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬川１丁目外地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月 １日から  
令和７年（２０２５年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市玉瀬字田畠１０番地  
社名：社会福祉法人 希望の家

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び<sup>がい</sup>障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが<sup>がい</sup>障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：２７０５

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－２５
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市御殿山２丁目外地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月 １日から  
令和７年（２０２５年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小浜４丁目５番６号  
社名：一般社団法人 宝塚市保健福祉サービス公社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び<sup>がい</sup>障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが<sup>がい</sup>障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：２７０５

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－２６
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市切畑字長尾山外地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月 １日から  
令和７年（２０２５年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：静岡県浜松市中区元城町２１８番地２６  
社名：社会福祉法人 聖隷福祉事業団

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び<sup>がい</sup>障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが<sup>がい</sup>障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：２７０５

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－２７
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市安倉西２丁目外地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月 １日から  
令和７年（２０２５年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西２丁目１番１号  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び<sup>がい</sup>障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが<sup>がい</sup>障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：２７０５

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－３２
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月 １日から  
令和７年（２０２５年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：西宮市山口町下山口１６５０番地２６  
社名：社会福祉法人 阪神福祉事業団

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び<sup>がい</sup>障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが<sup>がい</sup>障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：２７０５

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－３３
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市玉瀬字田畑外地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月 １日から  
令和７年（２０２５年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市玉瀬字田畑１０番地  
社名：社会福祉法人 希望の家

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び<sup>がい</sup>障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが<sup>がい</sup>障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：２７０５

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委－1
- 2 案件名 生活保護システム保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日 から  
令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方 住所： 秋田市南通築地15－32  
社名： 北日本コンピューターサービス株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
(指定理由)  
システムに関する作業等については、現在使用しているソフトの著作権を保有している上記業者以外は当業務の実施ができないため
- 7 問合わせ先  
課名： 生活援護課 内線：2618

## 特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 健長委 R 6 - 1
- 2 案件名 宝塚市肺がん個別検診業務委託（長期継続契約）
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 8 年（2026 年）3 月 3 1 日

- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜 4 丁目 5 番 4 号  
社名：一般社団法人宝塚市医師会

- 6 指定理由  
(根拠)

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 健康増進法    | 第 1 9 条の 2 該当            |
| 地方自治法施行令 | 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当 |
| 宝塚市契約規則  | 第 2 0 条第 2 項第 4 号該当      |

### (指定理由)

本業務は、健康増進法第 1 9 条の 2 に基づく、がん検診事業のひとつであり、その業務は、市民の医療、健康にかかわるニーズに対して、公平かつ効率的なサービスの提供が求められています。その資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性に足る医療機関に委託することが条件となるものです。

また「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（健発第 0 3 3 1 0 5 8 号）」において、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い地域における実施体制の整備に努める」こととなっています。

一般社団法人宝塚市医師会は、地域医師会でありその会員が市内全域をカバーする法人で、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績も過去の本市業務委託のとおりです。また、医療情報に関する連携体制も充実していることから、特名随意契約を行うものです。

- 7 担当課 健康推進課 内線 2 8 6 8

## 特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 健長委R 6－2
- 2 案件名 宝塚市大腸がん個別検診業務委託（長期継続契約）
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日

5 契約相手方

住所：宝塚市小浜4丁目5番4号

社名：一般社団法人宝塚市医師会

6 指定理由

（根拠）

|          |                |
|----------|----------------|
| 健康増進法    | 第19条の2該当       |
| 地方自治法施行令 | 第167条の2第1項2号該当 |
| 宝塚市契約規則  | 第20条第2項第4号該当   |

（指定理由）

本業務は、健康増進法第19条の2に基づく、がん検診事業のひとつであり、その業務は、市民の医療、健康にかかわるニーズに対して、公平かつ効率的なサービスの提供が求められています。その資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性に足る医療機関に委託することが条件となるものです。

また「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（健発第0331058号）」において、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い地域における実施体制の整備に努める」こととなっています。

一般社団法人宝塚市医師会は、地域医師会でありその会員が市内全域をカバーする法人で、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績も過去の本市業務委託のとおりです。また、医療情報に関する連携体制も充実していることから、特名随意契約を行うものです。

- 7 担当課 健康推進課 内線2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 健長委R 6－3
- 2 案件名 宝塚市子宮頸がん個別検診業務委託（長期継続契約）
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜4丁目5番4号  
社名：一般社団法人宝塚市医師会

### 6 指定理由 (根拠)

|          |                |
|----------|----------------|
| 健康増進法    | 第19条の2該当       |
| 地方自治法施行令 | 第167条の2第1項2号該当 |
| 宝塚市契約規則  | 第20条第2項第4号該当   |

### (指定理由)

本業務は、健康増進法第19条の2に基づくがん検診事業のひとつであり、その業務は、市民の医療、健康に関わるニーズに対して、公平かつ効率的なサービスの提供が求められています。その資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性に足る医療機関に委託することが条件となるものです。また、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（健発第0331058号）」において、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い地域における実施体制の整備に努める」こととなっています。

一般社団法人宝塚市医師会は、地域医師会であり、その会員が市内全域をカバーする法人で、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績も過去の本市業務委託のとおりです。また、医療情報に関する連携体制も充実していることから、特名随意契約を行うものです。

### 7 問合せ先

課名：健康推進課 内線（2868）

## 特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 健長委R 6－4
- 2 案件名 宝塚市乳がん個別検診業務委託（長期継続契約）
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜4丁目5番4号  
社名：一般社団法人宝塚市医師会

### 6 指定理由 （根拠）

|          |                |
|----------|----------------|
| 健康増進法    | 第19条の2該当       |
| 地方自治法施行令 | 第167条の2第1項2号該当 |
| 宝塚市契約規則  | 第20条第2項第4号該当   |

### （指定理由）

本業務は、健康増進法第19条の2に基づく、がん検診事業のひとつであり、その業務は、市民の医療、健康にかかわるニーズに対して、公平かつ効率的なサービスの提供が求められています。その資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性に足る医療機関に委託することが条件となるものです。また「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（健発第0331058号）」において、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い地域における実施体制の整備に努める」こととなっています。

一般社団法人宝塚市医師会は、地域医師会であり、その会員が市内全域をカバーする法人で、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績も過去の本市業務委託のとおりです。また、医療情報に関する連携体制も充実していることから、特名随意契約を行うものです。

- 7 問合せ先 課名：健康推進課 内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健長委 R 6 - 5
- 2 案件名 宝塚市肝炎ウイルス個別検診業務委託（長期継続契約）
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日～令和 8 年（2026 年） 3 月 3 1 日

- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜 4 丁目 5 番 4 号  
社名：一般社団法人宝塚市医師会

- 6 指定理由  
(根拠) 健康増進法 第 1 7 条第 1 項及び第 1 9 条の 2 該当  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 2 項第 4 号該当

(指定理由) 本業務は、健康増進法第 1 7 条第 1 項及び第 1 9 条の 2 にもとづいて市が実施するとされている事業のひとつであり、その業務は、市民の医療、健康にかかわるニーズに対して、公平かつ効率的なサービスの提供が求められています。その資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性に足る医療機関に委託することが条件となるものです。また、健康増進法において、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い地域における実施体制の整備に努めることとなっています。

一般社団法人宝塚市医師会は、地域医師会でありその会員が市内全域をカバーする法人で、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績も過去の本市業務委託のとおりです。また、医療情報に関する連携体制も充実していることから、特名随意契約を行うものです。

- 7 担当課 健康推進課 内線 2 8 6 8

## 特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 健長委R 6－6
- 2 案件名 宝塚市前立腺がん個別検診業務委託（長期継続契約）
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜4丁目5番4号  
社名：一般社団法人宝塚市医師会

- 6 指定理由  
（根拠）地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

### （指定理由）

本業務は、がん検診事業のひとつであり、その業務は、市民の医療、健康にかかわるニーズに対して、公平かつ効率的なサービスの提供が求められています。その資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性に足る医療機関に委託することが条件となるものです。また「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（健発第0331058号）」において、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い地域における実施体制の整備に努める」こととなっています。

一般社団法人宝塚市医師会は、地域医師会でありその会員が市内全域をカバーする法人で、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績も過去の本市業務委託のとおりです。また、医療情報に関する連携体制も充実していることから、特名随意契約を行うものです。

- 7 担当課 健康推進課 内線 2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 健長委R 6－7
- 2 案件名 宝塚市胃がんリスク個別検診業務委託（長期継続契約）
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜4丁目5番4号  
社名：一般社団法人宝塚市医師会
- 6 指定理由  
（根拠）地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当  
  
（指定理由）  
本業務は、がん検診事業のひとつであり、その業務は、市民の医療、健康にかかわるニーズに対して、公平かつ効率的なサービスの提供が求められています。その資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性に足る医療機関に委託することが条件となるものです。また「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（健発第0331058号）」において、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い地域における実施体制の整備に努める」こととなっています。  
一般社団法人宝塚市医師会は、地域医師会でありその会員が市内全域をカバーする法人で、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績も過去の本市業務委託のとおりであります。また、医療情報に関する連携体制も充実していることから、特名随意契約を行うものです。
- 7 担当課 健康推進課 内線2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健長委 R6-8
- 2 案件名 宝塚市立健康センター健診業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 4 丁目外 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～  
令和 8 年（2026 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市兵庫区荒田町 2 丁目 1 番 1 2 号  
社名：公益財団法人 兵庫県健康財団
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由) 本業務は、市民等の疾病の早期発見・早期治療を目的に実施する健康ドック、高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法等に基づく、特定健康診査、後期高齢者健康診査、基本健康診査、各種がん検診事業等であり、市民等の医療・健康のニーズに対して、的確で効率的なサービスの提供が求められます。

受託者は、検査の実施や精度管理の資格、認定等を有し、当市が求める日程での検診車両の配車や検診機器の配置、並びに専門技師やスタッフ等を派遣できることが必須条件となります。また、市民の利便性の観点から、予約業務や健康ドックに係る事務一式を健康センター内で実施できることも必須条件となります。

本案件については、平成 3 0 年（2 0 1 8 年）1 1 月 2 6 日及び令和元年（2 0 1 9 年）9 月 6 日に公募型プロポーザルを実施していますが、いずれの回も参加者は上記法人のみという結果となりました。

また、今般、本件を履行する能力を有する可能性があると思われる複数の法人に、受託の可否について照会したところ、いずれも現時点での受託は困難であるという回答を得ました。

以上のことから、当市の求める条件を満たす者は現状上記法人しかいないため、随意契約の相手方とします。

- 7 問合わせ先  
課名：健康推進課 内線：2 8 6 8

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－ 2 6
- 2 案件名 宝塚市特定健診及び後期高齢者健診等健診業務委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 4 月 1 日～令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜 4 丁目 5 番 4 号  
社名：一般社団法人宝塚市医師会
- 6 指定理由  
(根拠)  
高齢者の医療の確保に関する法律 第 2 8 条該当  
健康増進法第 1 9 条の 2 該当  
地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
宝塚市契約規則第 2 0 条 2 項第 4 号該当  
  
(指定理由) 本業務は、高齢者医療確保法に基づく特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、健康増進法に基づく基本健康診査業務であり、市民の医療、健康に関わるニーズに対して、公平かつ効率的なサービスの提供が求められています。その資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性に足る機関に委託することが条件となるものです。  
上記、一般社団法人宝塚市医師会は、その会員が市内全域をカバーする医療機関であり、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績も過去の本市業務委託のとおりです。  
また、医療情報に関する連携体制も充実していることから、特名随意契約を行うものです。
7. 担当課 健康推進課 内線： 2 8 6 8

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－ 6 6
- 2 案件名 宝塚市国民健康保険特定保健指導業務委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 4 月 1 日～令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜 4 丁目 5 番 4 号  
社名：一般社団法人宝塚市医師会
- 6 指定理由  
(根拠)  
高齢者の医療の確保に関する法律 第 2 8 条該当  
地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
宝塚市契約規則第 2 0 条 2 項第 4 号該当  
  
(指定理由) 本業務は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導であり、市民の健康に関わるニーズに対して、公平かつ効率的なサービスの提供が求められています。その資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性に足る機関に委託することが条件となるものです。  
上記、一般社団法人宝塚市医師会は、その会員が市内全域をカバーする医療機関であり、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績も過去の本市業務委託のとおりです。  
また、本業務は宝塚市特定健康診査の事後に実施するものであり、一連の業務として実施していくことが可能となることから、特名随意契約を行うものです。
- 7 担当課 健康推進課 内線： 2 8 6 8

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推賃－3
- 2 案件名 健康センタートイレ防臭衛生器具等賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月 1日から  
令和7年（2025年）3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：東京都千代田区九段南1丁目5番10号  
社名：日本カルミック株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
日本カルミック株式会社はトイレ衛生環境の維持・向上のための優れた製品を多く扱っており、それら製品には同社の特許が用いられています。  
また、生理用品をボックスに手を触れることなく廃棄できる「サニッコフイット」も同社のみが取り扱っており、メンテナンスも同社の他に実施できる者はいません。  
同社の機器が最も良好な衛生環境もたらすものと判断し、引き続き同社の製品を使用することとします。
- 7 問合わせ先  
課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推賃－7
- 2 案件名 業務用車両一式賃貸借トヨタシエンタ賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市立健康センター（宝塚市小浜4丁目地内）
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月 1日 ～  
令和7年（2025年）3月31日

- 5 契約相手方  
住所： 神戸市長田区北町2丁目5番地  
社名： 株式会社トヨタレンタリース兵庫

6 指定理由  
（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

株式会社トヨタレンタリース兵庫から、業務用車両一式を平成30年4月1日から令和6年3月31日まで賃貸借しており、当契約は当該物件について令和6年4月1日から再リース契約をしようとするものであることから、同社を相手方として指名するものです。

7. 問い合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委 - 1 6
- 2 案件名 宝塚市産後ケア事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市伊子志 3 丁目 1 0 番 1 2 号  
社名：宝塚市助産師会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
宝塚市契約規則 宝塚市契約規則第 2 0 条第 2 項第 4 号該当

(指定理由)

産後ケア事業は、令和 3 年 4 月 1 日に施行された改正母子保健法の規定により、妊娠・出産・育児などに関する専門的な知識と経験を有する助産師等の専門職の配置により実施される必要がある。

産後ケア事業を円滑に実施するには、市内の各地域を訪問できる人員や、ケアが適切に実施できる施設の確保、市と産科医療機関との連絡や調整を行う連携体制が重要であり、個々のケースに応じた適切なケアの提供、健康や子育て情報の提供、助言・指導と共に、市の保健サービス等の現状を理解していることが求められる。

契約相手方は、市内に事業所があり、市の母子保健活動の推進に協力し、母子保健サービスの現状を理解したうえで、市民に対しその周知に努めることができる医療機関や助産所（開業助産師含む）であり、地域に密着した活動の展開を図ることが期待できる。

以上のことから、特名随意契約の相手方として指定する。

### 7 担当者

課名：健康推進課

内線：2 8 6 8、2 8 6 9

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委 - 1 7
- 2 案件名 宝塚市産後ケア事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方 住所：西宮市神楽町 1 1 番 2 0 - 2 0 2  
社名：一般社団法人ママズケア

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

産後ケア事業は、令和 3 年 4 月 1 日に施行された改正母子保健法の規定により、妊娠・出産・育児などに関する専門的な知識と経験を有する助産師等の専門職の配置により実施される必要がある。

産後ケア事業を円滑に実施するには、市内の各地域を訪問できる人員や、ケアが適切に実施できる施設の確保、市と産科医療機関との連絡や調整を行う連携体制が重要であり、個々のケースに応じた適切なケアの提供、健康や子育て情報の提供、助言・指導と共に、市の保健サービス等の現状を理解していることが求められる。

契約相手方は、市内に事業所があり、市の母子保健活動の推進に協力し、母子保健サービスの現状を理解したうえで、市民に対しその周知に努めることができる医療機関や助産所（開業助産師含む）であり、地域に密着した活動の展開を図ることが期待できる。

以上のことから、特名随意契約の相手方として指定する。

### 7 担当者

課名：健康推進課

内線：2 8 6 8、2 8 6 9

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委 - 1 9
- 2 案件名 宝塚市産後ケア事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市泉町 4 番 3 8 号  
社名：産後ケアなないろ助産院

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

産後ケア事業は、令和 3 年 4 月 1 日に施行された改正母子保健法の規定により、妊娠・出産・育児などに関する専門的な知識と経験を有する助産師等の専門職の配置により実施される必要がある。

産後ケア事業を円滑に実施するには、市内の各地域を訪問できる人員や、ケアが適切に実施できる施設の確保、市と産科医療機関との連絡や調整を行う連携体制が重要であり、個々のケースに応じた適切なケアの提供、健康や子育て情報の提供、助言・指導と共に、市の保健サービス等の現状を理解していることが求められる。

契約相手方は、市内に事業所があり、市の母子保健活動の推進に協力し、母子保健サービスの現状を理解したうえで、市民に対しその周知に努めることができる医療機関や助産所（開業助産師含む）であり、地域に密着した活動の展開を図ることが期待できる。

以上のことから、特名随意契約の相手方として指定する。

### 7 担当者

課名：健康推進課

内線：2 8 6 8、2 8 6 9

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委 - 2 0
- 2 案件名 宝塚市産後ケア事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市中筋 6 丁目地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市中筋 6 丁目 1 5 番 7 号  
社名：医療法人社団 中村産婦人科

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

産後ケア事業は、令和 3 年 4 月 1 日に施行された改正母子保健法の規定により、妊娠・出産・育児などに関する専門的な知識と経験を有する助産師等の専門職の配置により実施される必要がある。

産後ケア事業を円滑に実施するには、市内の各地域を訪問できる人員や、ケアが適切に実施できる施設の確保、市と産科医療機関との連絡や調整を行う連携体制が重要であり、個々のケースに応じた適切なケアの提供、健康や子育て情報の提供、助言・指導と共に、市の保健サービス等の現状を理解していることが求められる。

契約相手方は、市内に事業所があり、市の母子保健活動の推進に協力し、母子保健サービスの現状を理解したうえで、市民に対しその周知に努めることができる医療機関や助産所（開業助産師含む）であり、地域に密着した活動の展開を図ることが期待できる。

以上のことから、特名随意契約の相手方として指定する。

### 7 担当者

課名：健康推進課

内線：2 8 6 8、2 8 6 9

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委 - 2 1
- 2 案件名 宝塚市産後ケア事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市山本東3丁目地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市山本東3丁目14-5  
社名：医療法人社団 平野マタニティクリニック

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

産後ケア事業は、令和3年4月1日に施行された改正母子保健法の規定により、妊娠・出産・育児などに関する専門的な知識と経験を有する助産師等の専門職の配置により実施される必要がある。

産後ケア事業を円滑に実施するには、市内の各地域を訪問できる人員や、ケアが適切に実施できる施設の確保、市と産科医療機関との連絡や調整を行う連携体制が重要であり、個々のケースに応じた適切なケアの提供、健康や子育て情報の提供、助言・指導と共に、市の保健サービス等の現状を理解していることが求められる。

契約相手方は、市内に事業所があり、市の母子保健活動の推進に協力し、母子保健サービスの現状を理解したうえで、市民に対しその周知に努めることができる医療機関や助産所（開業助産師含む）であり、地域に密着した活動の展開を図ることが期待できる。

以上のことから、特名随意契約の相手方として指定する。

### 7 担当者

課名：健康推進課

内線：2868、2869

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委 - 2 2
- 2 案件名 宝塚市産後ケア事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市武庫川町 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市武庫川町 6－2 2  
社名：レディース&マタニティクリニックサンタクルス ザ タカラ  
ヅカ
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

### (指定理由)

産後ケア事業は、令和 3 年 4 月 1 日に施行された改正母子保健法の規定により、妊娠・出産・育児などに関する専門的な知識と経験を有する助産師等の専門職の配置により実施される必要がある。

産後ケア事業を円滑に実施するには、市内の各地域を訪問できる人員や、ケアが適切に実施できる施設の確保、市と産科医療機関との連絡や調整を行う連携体制が重要であり、個々のケースに応じた適切なケアの提供、健康や子育て情報の提供、助言・指導と共に、市の保健サービス等の現状を理解していることが求められる。

契約相手方は、市内に事業所があり、市の母子保健活動の推進に協力し、母子保健サービスの現状を理解したうえで、市民に対しその周知に努めることができる医療機関や助産所（開業助産師含む）であり、地域に密着した活動の展開を図ることが期待できる。

以上のことから、特名随意契約の相手方として指定する。

- 7 担当者  
課名：健康推進課 内線：2 8 6 8、2 8 6 9

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 健推委－30

2 案件名 予防接種業務委託

3 案件場所 宝塚市域一円

4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日

5 契約相手方

住所： 宝塚市小浜4丁目5番4号

社名： 一般社団法人 宝塚市医師会

6 指定理由

（根拠）

予防接種法施行令 第4条第1項該当

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

（指定理由）

予防接種は、疾病のまん延を予防するため接種の対象となる市民への情報周知が図られ、公平に接種の機会が与えられるよう措置を講じなければなりません。

宝塚市医師会は、市内の医師約350名を会員として構成される市内で唯一の医師による団体であり、会員は市内全地域を網羅する医療体制をもっているため、予防接種法施行令第4条に規定する医師と集合契約が可能であるので、同会と特名随意契約します。

7 問い合わせ先

課名： 健康推進課

内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－ 3 1
- 2 案件名 宝塚市第 2 次救急医療体制の整備に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円（宝塚市が指定した医療機関）
- 4 契約期間 令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市小浜 4 丁目 5 番 4 号  
社名： 一般社団法人 宝塚市医師会

### 6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

（指定理由）

当市では、休日・夜間における重症救急患者に対応するため、阪神北圏域当番制（輪番制）に参加し、救急医療の確保をしている。

当市の年間実質約 2 3 0 日に及ぶ当番日に救急医療を確保することは、複雑な調整等を要し、確実に効率的な輪番体制を整えることができるのは、各救急病院の業務を熟知する宝塚市医師会以外にない。

また、宝塚市医師会は、従来より市立休日応急診療所業務に携わっていることから、救急時においても組織的かつ迅速に対応し、信頼のおける業務の遂行を期待できる。

### 7 問合わせ

課名：健康推進課 内線： 2 8 6 8

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－ 3 9
- 2 案件名 母子保健健康診査事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 4 丁目地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日～令和 7 年（2025 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小浜 4 丁目 5 番 4 号  
社名：一般社団法人 宝塚市医師会
- 6 指定理由 （根拠）  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書

（指定理由）

4 か月児健康診査事業、1 0 か月児健康診査事業、1 歳 6 か月児健康診査事業、3 歳児健康診査事業は母子保健法第 1 2 条及び第 1 3 条の規定に基づき実施し、健診項目として医師による診察が定められています。当事業の実施にあたっては、医師の出務調整、連絡業務等が必要であり、組織として連携のとれる体制が求められます。

また、健康診査後の事後指導を適切に行うためには、市民に身近な場所においてサービスが提供される必要があり、市内全域の医療機関が加入する宝塚市医師会に委託することにより、円滑かつ効率的な推進が図れると考えます。

さらに、宝塚市医師会は、長期にわたり市民の医療・健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績もあるため特名随意契約を行うものです。

7 担当

課名：健康推進課

内線： 2 8 6 8

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－４１
- 2 案件名 母子保健歯科健康診査業事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月１日～  
令和７年（２０２５年）３月３１日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市逆瀬川１丁目１３番１号 アピア３ ２階  
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会
- 6 指定理由 （根拠）  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第２項第４号該当

### （指定理由）

妊婦歯科健診事業、１歳６か月児健康診査事業、３歳児健康診査事業は母子保健法第１０条及び第１２条に規定されており、歯科健康診査は、健康診査の実施項目となっています。当事業の実施にあたっては、歯科医師の出務調整、連絡業務等が必要であり、組織として連携のとれる体制が求められます。

また、健康診査後の事後指導を適切に行うためには、市民に身近な場所においてサービスが提供される必要があり、市内全域の医療機関が加入する宝塚市歯科医師会に委託することにより、円滑かつ効率的な推進が図れると考えます。

さらに、宝塚市歯科医師会は、長期にわたり市民の歯科診療や歯科保健思想の普及に努め、歯科保健の向上に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績もあるため、特名随意契約を行うものです。

### 7 担当者

課名：健康推進課

内線：２８６８

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委 - 42 の 1、及び健推委 - 42 の 2
- 2 案件名 産前・産後サポート事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 4 丁目外地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方
  - (1) 住所：宝塚市川面 3 丁目 2 3 番 1 2 号  
社名：医療法人社団大門医院
  - (2) 住所：宝塚市伊子志 3 丁目 1 0 番 1 2 号  
社名：宝塚市助産師会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

産前・産後サポート事業は、助産師等の専門職による専門相談と子育て経験者による一般相談の両方を実施することとしており、事業の実施にあたり、妊娠・出産・産後の子育てと母子の健康に関する専門的な知識、市の母子保健サービスの現状の十分な理解、必要な時には、市や産科医療機関と連携して支援することが必要です。

このような事業を実施できるのは、現在のところ、上記の 2 者であるため、当該 2 者とそれぞれに特名随意契約を行うこととします。

### 7 担当者

課名：健康推進課

内線：2 8 6 8、2 8 6 9

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－４７
- 2 案件名 宝塚市立休日応急診療所業務委託契約（医師会）
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目 地内
- 4 契約期間 令和６年(2024年)４月１日 ～ 令和７年(2025年)３月３１日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜４丁目５番４号  
社名：一般社団法人 宝塚市医師会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当  
宝塚市契約規則第２０条第１項ただし書該当  
  
(指定理由)  
当該委託業務は、年間７３日にわたる日曜日・祝日・年末年始の出務医師の調整、連絡、診療所の円滑な運営や課題の検討を図るための運営協議会の開催、レセプトの点検等、宝塚市医師会の協力ならびに連携なくしては実施困難な業務である。宝塚市医師会は、市内全域をカバーする団体であり、各種の専門分野の医師が会員として参加し、市民の日々の医療にかかわっており、市民の信頼性も高く、また、本業務開始以来継続して協力を得て、連携体制も充実しているため、指定するものです。
- 7 問合わせ先  
課名： 健康推進課 内線： ２８６８

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－４８
- 2 案件名 宝塚市立休日応急診療所業務委託契約（薬剤師会）
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目地内
- 4 契約期間 令和６年(2024年)４月１日 ～ 令和７年(2025年)３月３１日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市伊子志３丁目８－２０馬殿第１ビル２０１  
社名：一般社団法人 宝塚市薬剤師会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当  
宝塚市契約規則第２０条第２項第４号該当  
  
(指定理由)  
当該委託業務は、年間７３日にわたる日曜日・祝日・年末年始の出務薬剤師の調整、連絡、調剤業務の周知徹底を図る等、宝塚市薬剤師会の協力ならびに連携なくしては実施困難な業務である。  
一般社団法人宝塚市薬剤師会は、市内全域をカバーする唯一の団体であり、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、また、本業務開始以来継続して協力を得て連携体制も充実しており、他に本業務を受託可能な者はないため指定するものです。
- 7 問合わせ先  
課名： 健康推進課 内線： ２８６８

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－４９
- 2 案件名 宝塚市休日歯科応急診療事業委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月１日から令和７年（２０２５年）  
３月３１日

5 契約相手方

住所：宝塚市逆瀬川１丁目１３番１号 アピア３ ２階  
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第 ２ 項第 ４ 号該当

(指定理由)

本業務は、年間７３日間にわたり日曜日や祝日、年末年始など歯科医療機関の休日に発症する歯科疾患の応急処置をするものであり、業務は、市民の医療、健康にかかわるニーズに対して、公平かつ効率的なサービスの提供が求められています。そのため、資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性に足る医療機関に委託することが条件となることはいうまでもありません。

上記、一般社団法人宝塚市歯科医師会は、その会員が市内全域をカバーする歯科医療機関であり、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績も過去の本市業務委託のとおりです。また、診療機関としての管理能力に優れており、医療情報に関する連携体制も充実していることから、他機関では実施のできない業務であるため指定するものです。

7 問合わせ先

課名：健康推進課 内線：２８６８

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－５０
- 2 案件名 宝塚市障害者及び障害児歯科診療事業委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月１日から令和７年（２０２５年）  
３月３１日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市逆瀬川１丁目１３番１号 アピア３ ２階  
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当

宝塚市契約規則 第２０条第 ２ 項第 ４ 号該当

(指定理由)

本業務は、障害者及び障害児に対して歯科治療行為や歯科診療に対する保健指導を行うものであり、高度な専門性が求められます。一部大学病院等でこれらの治療は行われておりますが、数が限られていることや受入数の問題を考慮しますとこれら機関に委託することは事実上不可能と考えます。

本業務において、中心的な役割を担っている歯科医師は、本市が直接雇用しておりますが、そのサポートを行う多数の歯科医師の派遣が必要であり、上記、一般社団法人宝塚市歯科医師会は、その会員が市内全域をカバーする歯科医療機関であり、専門性に優れた歯科医師を数多く有しており、年間５０日にも及ぶ事業完遂のため歯科医師を派遣することが可能な唯一の機関です。

また、障害（がい）者（児）歯科診療のスキルアップを目的とした研修にもノウハウを有しており、他機関では実施できない能力を有していること、実績も過去の本市業務委託のとおりであることから指定するものです。

7 問い合わせ先

課名：健康推進課 内線：２８６８

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－5 1
- 2 案件名 宝塚市高齢者歯科保健推進事業委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日

- 5 契約相手方  
住所：宝塚市逆瀬川1丁目13番1号 アピア3 2階  
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第 2 項第 4 号該当

(指定理由)

本業務は、歯科診療所への通院が困難で、かかりつけ歯科医を持たない等の理由により、歯科医療が受けられない状態にある高齢者に対し、訪問診療の対応可能な医療機関の紹介や担当歯科医の選定等の調整を図り、訪問による歯科治療や定期的な口腔ケアを実施することを目的としていることから、迅速かつ円滑な事業運営が求められるため、全市的な体制を整え、信頼性に足る医療機関に委託することが条件となることはいうまでもありません。

一般社団法人宝塚市歯科医師会は、その長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、診療機関としての管理能力に優れており、医療情報に関する連携体制も充実していることから、他機関では実施のできない業務であるため指定するものです。

### 7 問合わせ先

課名：健康推進課 内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－５２
- 2 案件名 市民歯の無料健診と相談事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬川１丁目地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月 １日から  
令和７年（２０２５年）３月３１日まで
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市逆瀬川１丁目１３番１号 アピア３ ２階  
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当  
  
宝塚市契約規則 第２０条第 ２ 項第 ４ 号該当  
  
(指定理由)  
本業務は、歯の無料健診と相談を行うことで市民の歯に関する衛生思想の普及を図ることを目的とした啓発活動であり、健診・相談に当たる歯科医師には臨床経験が豊かで学術的な人材が求められます。  
上記、一般社団法人宝塚市歯科医師会は、その会員が市内全域をカバーする歯科医療機関であり、臨床経験が豊富で学術的な人材を多く抱えており、一定期間に多量の人材を派遣することも可能であり、実績も過去の事業実績が示すとおりです。  
以上の理由から特名随意契約を行うものです。
- 7 問合わせ先  
課名：健康推進課 内線：２８６８

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－５６
- 2 案件名 宝塚市歯周病検診業務委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月１日～令和７年（２０２５年）３月３１日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市逆瀬川１丁目１３番１号 アピア３ ２階  
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項２号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第２項第４号該当  
  
(指定理由) 歯周病検診業務は、市民の医療、健康に係わるニーズに対して、公平かつ安全で効率的なサービスの提供が求められており、その資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性がある医療機関に委託することが条件となります。一般社団法人宝塚市歯科医師会は、市内全域をカバーする団体であり、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績もあり、医療情報に関する連携体制も充実しており、他に本業務を受託可能な者はないため指定するものです。
- 7 問合わせ先  
課名：健康推進課 内線：２８６８

## 特名随意契約の理由書

- 1 案 件 名 兵庫県広域的予防接種における予防接種業務委託
- 2 案 件 場 所 兵庫県下の広域的予防接種参加医療機関
- 3 契 約 期 間 令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
- 4 契約相手方 住所： 神戸市中央区磯上通6丁目1-11  
社名： 一般社団法人 兵庫県医師会
- 5 指定理由  
（根拠） 地方自治法施行令167条の2第1項第2号  
宝塚市契約規則第20条第1項ただし書  
（指定理由） 被接種者の接種機会の拡大とかかりつけ医による個別接種の推進を目的とした県の制度で、県下ほぼ全ての市町が参加している。宝塚市民が本制度を利用するには宝塚市と兵庫県医師会の間で契約を締結する必要があるため、特名随意契約を締結するものである。
- 6 問い合わせ先 課名：健康推進課 内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－ 7 3
- 2 案件名 健康管理システム改修業務委託  
(HPV 9 価ワクチン接種情報副本連携対応)
- 3 案件場所 宝塚市小浜 4 丁目 地内
- 4 契約期間 令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日 から  
令和 6 年 (2024 年) 6 月 2 8 日 まで
- 5 契約相手方  
住所：岡山市南区豊成二丁目 7 番 1 6 号  
社名：株式会社両備システムズ
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 号該当

### (指定理由)

本件は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 2 5 年 5 月 3 1 日法律第 2 7 号)」に基づき情報連携を行う項目が令和 6 年 6 月より変更されることに伴い、本市が導入している健康管理システム『健康かるて』の改修業務を委託するものです。

本業務はシステム開発元でないと対応ができないことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、上記相手方と特名随意契約を行います。

- 7 問合わせ先  
課名：健康推進課 内線：2 8 6 8

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－ 7 4
- 2 案件名 健康管理システム改修業務委託  
(5種混合及び新型コロナウイルスワクチン定期接種化対応)
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目 地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月 1日 から  
令和6年(2024年)6月28日 まで
- 5 契約相手方  
住所：岡山市南区豊成二丁目7番16号  
社名：株式会社両備システムズ

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 号該当

(指定理由)

本件は、5種混合ワクチン及び新型コロナウイルスワクチンの定期接種化にあたり、本市が導入している健康管理システム『健康かるて』における改修業務を委託するものです。

本業務にあたってはシステム開発元である上記相手方でないと対応ができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特名随意契約を行うものです。

7 問合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 健推委－ 7 6

2 案件名 健康管理システム改修業務委託  
(第4期特定健康診査対応)

3 案件場所 宝塚市小浜4丁目 地内

4 契約期間 令和6年(2024年)4月 1日 から  
令和6年(2024年)5月31日 まで

5 契約相手方  
住所：岡山市南区豊成二丁目7番16号  
社名：株式会社両備システムズ

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 号該当

(指定理由)

本業務は、第4期特定健康診査の実施に伴う健診項目及び問診項目の変更対応にあたり、本市が導入している健康管理システム『健康かるて』における機能改修を委託するものです。

本業務にあたってはシステム開発元である上記相手方でないと対応ができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特名随意契約を行うものです。

7 問合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

健推委 - 7 8

2 案件名

特定保健指導訪問指導等業務委託

3 案件場所

宝塚市小浜 4 丁目外地内

4 契約期間

契約締結日～令和 7 年（2025 年） 3 月 3 1 日

5 契約相手方

住所： 神戸市灘区水道筋 5 丁目 1 - 1 5 - 3 0 5

社名： 創和クリエイティブライフ株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号 該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

当該業務委託について、令和 5 年度は公募型プロポーザル審査会を実施し、本事業者と特名随意契約を行いました。

この分野は専門事業者が少なく、県下市町において訪問特定保健指導等を実施している他の事業者に本市の仕様内容での当該業務委託の可能性を確認したところ、実施できる体制にないと回答があったため、令和 6 年度においてもこれまでの受託業務において成果を上げている本事業者と特名随意契約を行うものです。

7 問い合わせ先

課名： 健康推進課

内線： 2 8 6 8

## 特名随意契約の理由書

### 1 案件番号

2 案件名 令和6年度予防接種事業用医薬材料

3 案件場所 宝塚市予防接種実施医療機関

4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日

### 5 契約相手方

(株)ケーエスケー 兵庫県尼崎市西昆陽2-15-4

(株)メディセオ 東京都中央区京橋3丁目1番1号

東邦薬品(株) 兵庫県西宮市東鳴尾浜町1丁目6-20

アルフレッサ(株) 兵庫県伊丹市野間北3丁目12番31号

(株)スズケン 兵庫県伊丹市高台1丁目4番地

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

定期予防接種で使用するワクチンは、ワクチンの総必要本数を確保することや、その供給について、感染症の流行状況や検定不合格など不確実な要素を抱えており、1者との契約では、万が一の場合に供給不足となるリスクが高まるおそれがあります。以上のことから、ワクチンを安定的に確保し、各医療機関に遅滞なく流通されるためには、1者のみではなく複数業者との契約が必要です。

医試薬品の取扱を第1希望とする者のうち、購入予定の予防接種ワクチンメーカーを主たる仕入先としている5者を契約相手として指定します。

### 7. 問い合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 健高一 3

2 案件名 宝塚市緊急通報体制整備業務委託

3 案件場所 宝塚市市内一円 地内

4 契約期間 令和6年(2024年)4月 1日 から  
令和7年(2025年)3月31日 まで

5 契約相手方

住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号

社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

宝塚市緊急通報システム事業は、緊急通報装置を利用者対象者宅に設置し、緊急時の対応を行うと同時に、民生委員や福祉協力員等による地域の見守り体制を確立しようとするものであるため、本業務の契約相手先としては、従前から地域福祉に貢献し、民生委員とのつながりも深い上記業者しかない。

7 問合わせ先

課名：高齢福祉課

内線： 2153

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高－4
- 2 案件名 宝塚市介護ファミリーサポートセンター業務運営委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日 ～ 令和6年(2024年)9月30日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜4－5－6  
社名：一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
上記事業者は、平成12年度から介護ファミリーサポートセンター事業を受託しており、令和6年1月末現在、485名の会員に対してさまざまなニーズに対応したコーディネートを行い、安定したサービスを提供している。  
平成11年度から育児ファミリーサポートセンター事業を受託しており、乳幼児から高齢者までの統合した有償サービスを実施していること、また、令和元年10月から同一事務所内で育児と介護のファミリーサポート事業を実施しており、連携した活動が行えることなど、効率的な事業運営を行える団体は上記事業者以外にない。
- 7 問合わせ先  
課名：高齢福祉課 内線：2164

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高－5
- 2 案件名 宝塚市シルバーハウジング等生活援助員派遣事業委託
- 3 案件場所 宝塚市泉町外 7カ所地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日 ～ 令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜4－5－6  
社名：一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
平成8年に市内で最初のシルバーハウジングが池ノ島第2住宅内に設置され、その住宅内に合築された市立デイサービスセンターの運営は上記事業者が受託し、現在も引き続き運営を担っている。  
シルバーハウジング各戸内に設置されている緊急通報装置の中央監視盤がデイサービス内にあることから、当該事業を最も効果的に実施するには同建物内で事業運営を行う上記事業者に委託することが効率的であり、また、上記事業者はシルバーハウジング設置当初より当該事業を受託し今日に至るまで円滑に実施されているため、当該事業の受託団体は上記事業者以外にない。
- 7 問合わせ先  
課名：高齢福祉課 内線：2164

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高－6
- 2 案件名 ミニデイサービス等支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日 ～ 令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市安倉西2－1－1  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
上記事業者は、地域福祉活動の推進と、福祉コミュニティづくりを担う団体であり、地域のボランティア活動の支援に関するノウハウと経験を有し、ミニデイサービスの支援と併せてふれあいいきいきサロンの運営支援を行っている。同事業を実施できる団体は他にないことから、令和6年度においても上記事業者へ委託することとする。
- 7 問合わせ先  
課名：高齢福祉課 内線：2164

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件名            ①小林地域包括支援センター運営業務委託            (健高－21)  
                      ②逆瀬川地域包括支援センター運営業務委託            (健高－22)  
                      ③御殿山地域包括支援センター運営業務委託            (健高－23)  
                      ④小浜地域包括支援センター運営業務委託            (健高－24)  
                      ⑤長尾地域包括支援センター運営業務委託            (健高－25)  
                      ⑥花屋敷地域包括支援センター運営業務委託            (健高－26)  
                      ⑦西谷地域包括支援センター運営業務委託            (健高－27)
- 2 案件場所        宝塚市市内一円
- 3 契約期間        令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
- 4 契約相手方
  - (1)(健高－21)  
住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
  - (2)(健高－22・26)  
住所：静岡県浜松市中区元城町218番地26  
社名：社会福祉法人 聖隷福祉事業団
  - (3)(健高－23・24)  
住所：宝塚市小浜4丁目5番6号  
社名：一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
  - (4)(健高－25)  
住所：豊中市寺内1丁目1番10号  
社名：社会福祉法人 愛和会
  - (5)(健高－27)  
住所：宝塚市大原野南穴虫1番地の253  
社名：社会福祉法人 宝成会
- 5 指定理由  
(根拠) 介護保険法第115条の46及び第115条の47  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
宝塚市契約規則第20条第1項ただし書  
  
(指定理由)  
地域包括支援センターの運営に関する業務は、介護保険法施行規則第140条の67第1項の規定により、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施する法人に委託することができるとされ、上記の委託先法人については、その規定を満たしているものである。  
また、介護保険法では、当事業の運営を委託する場合、委託先法人について、市が設置する「地域包括支援センター運営協議会」の意見聴取を経て決定することとされており、前年度に引き続き各法人に委託することについては、当該協議会からも異議はないものである。
- 6 問合わせ先  
課名：高齢福祉課            内線：2166

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号          子政委－ 1
- 2 案件名            子ども家庭総合支援拠点システム保守業務委託
- 3 案件場所          宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間          令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～  
                         令和 7 年（2025 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
                        住所：岡山県岡山市南区豊成二丁目 7 番 1 6 号  
                        社名：株式会社両備システムズ
- 6 指定理由  
    （根拠）  
        地方自治法施行令    第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
        宝塚市契約規則        第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
    （指定理由）  
        当該業務については、子ども家庭総合支援拠点システムに関するシステムのソフトウェアおよび端末機器の保守業務であり、子ども家庭総合支援拠点システムのベンダーである当該事業者以外では行えない業務であるため、特名随意契約を行うものです。
- 7 問い合わせ先      子ども政策課      内線：2 6 4 7

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－1
- 2 案件名 宝塚市ひとり親家庭生活学習支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬川一丁目 外 地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月 1日 ～  
令和7年（2025年）3月31日

5 契約相手方

住所：大阪府大阪市中心区南本町三丁目6番14号  
社名：株式会社トライグループ

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務は、個別指導による学習習慣の定着をはかり、高校進学を後押しするのみならず、ひとり親家庭の養育や生活に対する支援を行うことも目的としています。本業務実施にあたり、豊富な情報・経験・知識を有し業務遂行能力に優れた受託事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用しました。

令和3年度に受託事業者を求めるプロポーザルを公募にて行った結果、応募のあった3事業者のうち、上記事業者は本市が求めている基準を満たしており、提案内容も当業務を行うのに相応しく優秀であると認められたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により、令和4年度に上記事業者と特名随意契約を行いました。

なお、プロポーザル結果は令和4年度から令和6年度末まで有効としており、令和4年度及び令和5年度の業務内容を審査し、問題がないと判断されたため、令和5年度に引き続き令和6年度も上記事業者と特名随意契約を行います。

7. 問合せ先

課名：子育て応援課

内線：2548

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号            子支賃－1
- 2 案件名              宝塚市児童扶養手当システムの賃貸借に関する契約（再リース）
- 3 案件場所            宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間            契約日    ～    令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
    住所：東京都千代田区丸の内1丁目3番2号  
    社名：三井住友ファイナンス&リース株式会社
- 6 指定理由  
    （根拠）  
    地方自治法施行令    第167条の2第1項 2 号該当  
  
    宝塚市契約規則        第20条第1項 ただし書 該当  
  
    （指定理由）  
    本案件について、上記契約相手方とのリース契約が令和6年2月末をもって満了し、令和6年3月末まで再リース契約を締結していますが、令和7年度中に法令に基づく、自治体情報システム標準化に対応したシステムへの移行を予定しており、それまでは現行システムを使用する必要があります。  
    以上のことから、上記相手方と随意契約を行い、現行機器を再リースします。
- 7 問合わせ先  
    課名：子育て応援課                      内線：2548

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－3
- 2 案件名 児童手当システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月 1日 ～  
令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市北区堂島2－4－27  
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
現在使用している児童手当システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外には同システムの保守業務を行うことができないため。
- 7 問合わせ先  
課名：子育て応援課 内線：2548

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子応委－5
- 2 案件名 児童手当及び児童扶養手当システム搭載基盤更新関係業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和6年（2024年）9月30日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市北区堂島2－4－27  
社名： 日本事務器株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
現在使用している児童手当及び児童扶養手当システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、当該システムの搭載環境変更への対応作業を行うことが不可能であるため。
7. 問い合わせ先  
課名：子育て応援課 内線：2649

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子セ委－1
- 2 案件名 宝塚市ファミリーサポートセンター事業運営委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月 1日 ～  
令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市小浜4丁目5番6号  
社名： 一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
依頼会員及び提供会員ともに増加し、令和6年1月末現在約2,054人が会員として登録している。核家族やひとり親世帯の増加に伴い、依頼会員からの要望は、年々複雑化し続けていることから、丁寧できめ細やかな対応がより重要になってきている。当該事業は、事業立ち上げ当初の平成11年度から、上記事業者に委託しており、会員に対し、研修会や交流会等を実施するなど、会員の資質向上に努めるとともに、要支援家庭に対しては、子ども家庭支援センター等関係機関や同事業者内の専門職と連携を図り、様々なニーズに対応したコーディネートを行うなど、利用者に安定したサービスを提供している。  
上記事業者は、これまでの実績を踏まえ、安定した事業の継続実施が望め、リスクマネジメントや事業の特性に精通し、豊富なノウハウを活用して効率的で円滑な事業運営を行うことができる唯一の事業者である。
- 7 問い合わせ先  
課名：子ども家庭支援センター（85－3862）

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子セ委－2
- 2 案件名 きらきら子育てLINE管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月 1日 ～  
令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 東京都新宿区高田馬場1－22－10－3B  
社名： 特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクト

### 6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

（指定理由）

当該業務は、生年月日に基づく子どもの生育に応じた子育て支援のためのアドバイス等に加え、本市の自治体情報について、LINE配信の原稿作成を含めたシステム管理業務を行うものである。

当該事業者は、子どもの育ちに関する基本情報部分コンテンツの著作権を有しているとともに、他社では行われていない自治体情報と基本情報とを併せて配信するノウハウを有している。

また、本業務の対象となるLINE配信原稿は、平成28年度に当該事業者が制作したメール配信原稿を基に、令和4年度に当該事業者へ委託し制作したものである。原稿作成及び保守管理にあたっては、引き続き当該事業者へ委託することで、コンテンツを熟知している点で迅速に更新等を行うことができる。

以上のことから、本市にとって効率的で円滑なLINE配信のシステム管理を行うことができるのは、前記事業者しかいない。

### 7 問い合わせ先

課名：子ども家庭支援センター （ 85－3862 ）

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 子保委－1 3 6

2 案件名 宝塚市保育業務システム保守業務委託

3 案件場所 宝塚市東洋町 地内

4 契約期間 契約日～令和7年（2025年）3月31日

5 契約相手方

住所：大阪府大阪市中心区瓦町 1-4-8

社名：株式会社アイネス 関西支社

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

当該委託は、現在本市が使用している保育業務システムの保守業務です。

当該システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの保守については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、現在の保育業務システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。

7. 問い合わせ先

課名： 保育事業課

内線：2641

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委－1
- 2 案件名 宝塚市青少年育成啓発事業委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日

5 契約相手方

住 所：宝塚市東洋町1番1号  
団体名：宝塚市青少年育成市民会議推進本部

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項第4号

（指定理由）

市の事業として青少年健全育成事業を実施している。

上記の青少年育成市民会議は昭和57年に設立され、青少年の健全育成を図るため各中学校区の代表が集まり、情報交換する中で、各中学校区独自の活動を行うとともに、全市共通的な啓発・育成活動を強力に推進することを目的として創設された団体である。

当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にある。

青少年健全育成事業を、市が統一的に、また直接行うのではなく、長期期間にわたり実施してきた事業の実績と地域住民が自ら地域の実情に即して行うためのノウハウを有し、効率的に事業展開を図れる団体は、上記の推進本部以外にはない。

7. 問合わせ先

課名：アフタースクール課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号            子ア委－2
- 2 案件名            放課後の子どもの居場所づくり地域スタッフ支援事業委託
- 3 案件場所           宝塚市市内全域地内
- 4 契約期間           令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
    住所   ：宝塚市仁川台289番1  
    団体名：特定非営利活動法人 放課後遊ぼう会
- 6 指定理由  
    (根拠)  
    地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
    宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当  
  
    (指定理由)  
    放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し放課後子ども教室を実施している。市の事業として、それに関わる地域のスタッフ不足や後継者の育成・資質向上等人的課題解消等、市内各校区の放課後子ども教室の開催を支援する。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。  
    委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども教室推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先   課名：アフタースクール課            内線2227

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号            子ア委－3
- 2 案件名             思春期ひろば事業委託
- 3 案件場所           宝塚市売布東の町外地内
- 4 契約期間           令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市安倉西2－1－1  
団体名：（社）宝塚市社会福祉協議会
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令    第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則      第20条第1項ただし書該当

### （指定理由）

本事業は、不登校やひきこもりに悩む当事者や保護者が気軽に集うことができる場（ひろば）を提供し、当事者や保護者の自主性を尊重しながら地域住民が関わる  
ことができる環境を創り出していく事業である。平成21年度から国の補助を受け  
て事業を開始し、平成25年度途中で国の補助事業でなくなって以降も市の事業と  
して当該団体を受託者として実施してきており、これまでの事業実施にあたっての  
具体的かつ実践的なノウハウの蓄積がある。当該団体としても、不登校・ひきこも  
りに対する事業を行っており、事業内容で類似した点が多いことから当該団体と連  
携した取り組みができるものと期待できる。さらに、各地域の地区センターなど当  
該団体のもつ地域ネットワークを有効に活用できることから他の事業者に委託す  
る場合に比べて高い事業効果が見込まれるため、上記契約の相手方と特名随意契約  
を締結しようとするものです。

### 7. 問い合わせ先

課名：アフタースクール課            内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号        子ア委ー8
- 2 案件名            宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所        宝塚市仁川宮西町外地内
- 4 契約期間        令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
    住 所：宝塚市仁川宮西町1-25  
    団体名：仁川小 放課後遊ぼう会

- 6 指定理由  
    (根拠)  
    地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
    宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。

当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。

- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課        内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委ー10
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市末成町外地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市末成町1-1  
団体名：末成小 放課後遊ぼう会

- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)  
市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。  
当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。

- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号        子ア委ー12
- 2 案件名            宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所        宝塚市中山桜台 5 丁目外地内
- 4 契約期間        令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方  
    住 所：宝塚市中山桜台 4 丁目 25-1  
    団体名：中山台子ども広場

- 6 指定理由  
    (根拠)  
    地方自治法施行令 第167 条の2 第 1 項 2 号該当  
    宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。

当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第 3 条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。

- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課        内線： 2 2 2 8

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号        子ア委－13
- 2 案件名            宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所        宝塚市長尾台1丁目外地内
- 4 契約期間        令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
    住 所：宝塚市長尾台1丁目1-1  
    団体名：坂っこひろば

- 6 指定理由  
    (根拠)  
    地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
    宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。

当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。

- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課        内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委ー14
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬台6丁目外地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市逆瀬台6丁目1-1  
団体名：逆瀬台小 放課後遊ぼう会

- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)  
市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。  
当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。

- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委ー15
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市美座2丁目外地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市美座2丁目6-1  
団体名：みざっ子広場

- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。

当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。

- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号        子ア委ー16
- 2 案件名            宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所        宝塚市光明町外地内
- 4 契約期間        令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
    住 所：宝塚市光明町8-40  
    団体名：光明小 放課後遊ぼう会

- 6 指定理由  
    (根拠)  
    地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
    宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。

当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。

- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課        内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委－17
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市末広町外地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日

5 契約相手方

住 所：宝塚市末広町3-1  
団体名：すえひろば

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

（指定理由）

市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。

当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。

- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号        子ア委ー18
- 2 案件名            宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所        宝塚市丸橋4丁目外地内
- 4 契約期間        令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
    住 所：宝塚市山本丸橋4丁目13-1  
    団体名：丸橋小あそぼう会

- 6 指定理由  
    (根拠)  
    地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
    宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。

当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。

- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課        内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委－19
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市高司4丁目外地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市高司4丁目4-55  
団体名：げんきひろば つかさっ子

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

（指定理由）

市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。

当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。

- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委ー20
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市すみれガ丘1丁目外地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市すみれガ丘1丁目5-1  
団体名：すみれっ子広場
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。  
当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委一21
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市山手台西3丁目外地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市山手台西3丁目1-1  
団体名：やまやまひろば

- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。

当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。

- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委－２２
- 2 案件名 育成会システム（Sossian）保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約の日から 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで
- 5 契約相手方 住所：神戸市中央区播磨町 21 番 1  
社名：株式会社 さくらケーシーエス
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当  
  
(指定理由)  
現在使用している学童保育システムのリース期間終了に伴い、保守契約が必要となり、販売等に関する権利を有している納入業者である株式会社さくらケーシーエス以外では、保守業務を行うことが不可能なため。
- 7 問合わせ先 課名：アフタースクール課 内線：２２２８

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 家相委－1
- 2 案件名 宝塚市 24 時間電話家庭児童相談業務委託
- 3 案件場所 宝塚市御殿山 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～  
令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方  
住所： 西宮市小松西町 2 丁目 6 番 3 0 号  
  
社名： 社会福祉法人 三光事業団
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

### (指定理由)

本業務では、18 歳未満の子どもを取りまく、家庭問題や子育ての悩みなどを相談員が受け、困っていることについて一緒に解決の方法を考えるとともに、必要に応じて宝塚市と連携し、相談者およびその家庭の支援を行う。

当該法人は宝塚市で児童養護施設を運営しており、宝塚市の地域性や地域の雰囲気も理解している。加えてその職員は日々子どもと向き合っており、子どもの相談や保護者からの相談に対しても寄り添った相談が可能だと考える。また相談業務に関しても相談者に助言するだけにとどまらず、虐待通告等、内容に応じて宝塚市と連携を要するため、宝塚市内の児童養護施設が適当だと考える。

近隣ではこれらの条件を満たし、仕様書と合致している法人は当該法人以外ないため、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

7. 問い合わせ先  
課名：家庭児童相談課 内線：4603

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 S - 5
- 2 案件名 市営火葬場・市営長尾山霊園膜ろ過浄水設備保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市川面字長尾山地内 (長尾山霊園内)
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府吹田市江の木町1番6号  
社名：オルガノプラントサービス株式会社  
TEL 06-6190-6021
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
  
膜ろ過浄水設備は、各浄水設備メーカーにより独自の機器を製造し、仕様、制御等がそれぞれのメーカーで異なっているため、当該装置の保守点検においては、機器の機能を熟知しており、特殊な規格にも対応できる製造元の上記業者を指定するものです。
7. 問い合わせ先  
課名：生活環境課  
内線：2605

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号     S T - 1
- 2 案 件 名     犬の登録の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付事務委託（単価契約）
- 3 案件場所     宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間     令和6年（2024）年4月1日～令和7年（2025）年3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市中筋3丁目33-28  
氏名： 兵庫県獣医師会阪神支部  
宝塚市獣医師会  
会長 井沢 周平

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令   第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則     第20条第1項ただし書該当

### (指定理由)

犬の登録鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付事務は、平成12年4月1日の狂犬病予防法の一部改正により都道府県から市町村に移譲された事務です。この業務に関する診療および保健衛生の指導を行う市内唯一の専門職種団体である宝塚市獣医師会に委託する。本市の事務負担を軽減するとともに、予防注射接種後の注射済票の交付が円滑になり、市民の利便性の向上が見込まれることから、同会と特名随意契約を締結するものです。

### 7 問い合わせ先

課名：生活環境課

内線：2522

|   |              |                                                                                                                                                                                                                            |                                         |
|---|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1 | 案件番号         | S N 1 - 1 0                                                                                                                                                                                                                |                                         |
| 2 | 案件名          | 市営火葬場空調用自動制御設備保守点検業務委託                                                                                                                                                                                                     |                                         |
| 3 | 案件場所         | 宝塚市川面字長尾山地内                                                                                                                                                                                                                |                                         |
| 4 | 契約期間         | 令和 6 年 4 月 1 日                                                                                                                                                                                                             | ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日<br>(2024 年) (2027 年) |
| 5 | 契約相手方        | 住所： 大阪市西区靱本町 1 丁目 1 1 番 7 号<br><br>社名： ジョンソンコントロールズ株式会社                                                                                                                                                                    |                                         |
| 6 | 指定理由<br>(根拠) | 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 <u>2</u> 号該当<br><br>宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当<br><br>(指定理由)<br>今回発注する空調用自動制御設備は、ジョンソンコントロールズ株式会社が施工したもので、火葬場の特殊な施設の業務のため、機器の保守点検にあたっては、施工元の機器類のメンテナンスを実施し又、内部構造等を熟知した上記の業者でないと完全な整備・点検ができないため。 |                                         |
| 7 | 問い合わせ先       | 課名： 生活環境課<br>内線： 2 6 0 5                                                                                                                                                                                                   |                                         |

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 C2-23

2 案件名 処理不適物再資源化業務委託（単価契約）

3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目外 地内

4 契約期間 契約日 から 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日 まで

5 契約相手方

（処理処分） 住所：岡山県倉敷市水島川崎通 1 丁目 5 番 2  
社名：JFE 条鋼株式会社 水島製造所

（運搬） 住所：岡山県倉敷市塩通 3-3-8  
社名：水島臨海通運株式会社

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

（指定理由）

処理困難物に指定されている廃スプリングマットレスの処理に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の許可（一般廃棄物処理施設の許可）を有し、本市で発生する廃スプリングマットレスを確実に安定的に処理することができるのは上記業者しかいないため。またそれに伴う運搬業務は、上記の処理業者の施設への搬入許可を有する上記の運搬業者と随意契約を行う。

7 問合わせ先

課名： 管理課

内線：87-4844

特名随意契約の理由書

1 案件番号 C 2 - 1 5

2 案件名 ごみ焼却施設昇降機保守管理業務委託

3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目 2 番 1 5 号

4 契約期間 令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日 ~  
平成 7 年 (2025 年) 3 月 31 日

5 契約相手方

住所 大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 3 0 号

社名 三菱電機ビルソリューションズ株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

昇降機設備は、機械本体の製造メーカーにより制御、仕様等が異なり独自の機器を製造しています。このような特殊性により機械本体に損傷を与えず、緊急時に速やかな対応ができ、技術及び点検調整を熟知しているメーカーのメンテナンス会社である上記の者と随意契約します

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

7. 問合わせ先

課名 : クリーンセンター管理課

電話 : 8 7 - 4 8 4 4

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R6-1
- 2 案件名 市内店舗キャッシュレスポイント還元事業支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 委託期間 契約締結の日 から 令和6年(2024年)9月30日まで
- 5 契約相手方  
住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号  
社名：株式会社博報堂

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

本業務は、事業者・消費者双方のキャッシュレス化推進を後押しすると同時に、市民の消費喚起による地域経済の回復を目的とし、キャッシュレス決済にかかるポイント還元を令和6年7月に実施します。受託者は、ポイント還元部分の補助を実施するにあたり、複数のキャッシュレス決済事業者との各種調整及びポイント還元部分の補助額の進捗管理などの事務局運営を担うものです。

契約相手方の選定にあたっては、市内事業者の実情などに応じた迅速かつ臨機応変な対応、決済事業者との円滑な連絡調整力を必要とすることから、一般競争入札ではなく公募型プロポーザル方式により事業者を広く募集した結果、当契約相手方を含めた4事業者から提案がありました。

プロポーザル審査会で受けた提案では、事業者及び利用者双方へのフォロー体制、当該業務の目的達成に必要な知識及び経験が高く評価され、当契約相手方を受託候補者として選定したものです。

### 7 問合わせ先

課名：商工勤労課

内線：2233

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 - 2
- 2 案件名 就職氷河期世代リモート型就労支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方 株式会社 C o m p a s s  
兵庫県神戸市中央区浪花町 56 起業プラザひょうご内
- 6 指定理由 （根拠）  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
（指定理由）  
本事業は、就職氷河期世代等の不安定な仕事に就いている、または無業の状態にある方やキャリアアップを望む方に対し SNS 及び AI の技術に加えて、キャリアコンサルタントの専門知識を活用し、オンライン上で相談・支援体制を構築し、就労支援を行う事業で、専門的かつ高度な技術が求められる。事業開始にあたっては、本業務の性質が競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式により事業受託者を選定した。  
令和 6 年度も引き続き、本事業を実施するにあたり、システムの運用及びキャリアコンサルティングで収集した個人情報の取扱等、前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計とすることから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、特名随意契約を行うものである。
7. 問合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2 4 0 6

## 特名随意契約の理由書

- 1 委託番号        消セ委    ー    1
- 2 委託名            消費生活法律相談業務委託
- 3 委託場所        宝塚市売布 2 丁目地内
- 4 契約期間        令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方      住所： 神戸市中央区橘通 1 丁目 4 番 3 号  
                      氏名： 兵庫県弁護士会

### 6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令    第 167 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則        第 20 条第 2 項第 4 号該当

（指定理由）

弁護士法第 32 条に基づき、地方裁判所管轄地域を基本に設立されており、  
県下の唯一の機関であることから、他に高度な法律専門知識を有する団体がな  
いため、特名随意契約を締結します。

### 7. 問合わせ先

課名： 宝塚市消費生活センター

電話： 0797 - 81 - 4185

## 特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 T 3 4 - 1

2 委託名 花き展示会事業委託

3 委託場所 宝塚市山本東3丁目外地内

4 契約期間 令和6年（2024年） 4月 8日から  
令和6年（2024年） 4月15日まで

5 契約相手方  
住所：宝塚市東洋町1番1号  
社名：宝塚市花き園芸協会

6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

花き展示会は来場者に対して本市の花き園芸の周知、及び普及を図ることを目的として、宝塚植木まつりとあわせて実施しています。市内の花き植木産業の振興及び市内花き園芸団体の育成並びに活性化が期待でき、市内の花き園芸団体である上記団体は専門知識を有しているため、委託によって高度な花き展示ができ、さらに、地元の団体であることから円滑な業務遂行できる業者は宝塚市花き園芸協会のみとなります。

以上のことから、宝塚市花き園芸協会と特名随意契約を締結するものです。

- 7 問合わせ先  
課名：農政課 内線：2415

|   |          |                                                                                       |
|---|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 案件番号     | T 3 4 - 2                                                                             |
| 2 | 案件名      | 農会長事務委託                                                                               |
| 3 | 案件場所     | 宝塚市市内一円 地内                                                                            |
| 4 | 契約期間     | 令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日から令和 7 年（2025 年） 3 月 3 1 日                                      |
| 5 | 契約相手方    |                                                                                       |
|   | 住所：      | 宝塚市東洋町 1 番 1 号                                                                        |
|   | 社名：      | 宝塚市農会連合会                                                                              |
| 6 | 指定理由     |                                                                                       |
|   | (根拠)     |                                                                                       |
|   | 地方自治法施行令 | 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 <u>2</u> 号該当                                                      |
|   | 宝塚市契約規則  | 第 2 0 条第 1 項 <u>ただし書</u> 該当                                                           |
|   | (指定理由)   |                                                                                       |
|   |          | 市が行う農業施策推進のため、その事業内容について速やかに、かつ、的確に農家に対して普及、浸透を図るとともに、各種農業施策に関する地域の連絡・調整等の業務の実施を委託する。 |
|   |          | 宝塚市農会連合会は市内各集落の農会長で構成された団体であり、上記業務の円滑な推進を行える唯一の団体である。                                 |
| 7 | 問合わせ先    |                                                                                       |
|   | 課名：      | 農政課                                                                                   |
|   | 内線：      | 2 4 1 4                                                                               |

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 4 - 6
- 2 案件名 宝塚市農地等情報総合ネットワーク管理システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日～令和 7 年（2025 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所： 兵庫県神戸市中央区栄町通 6 丁目 1 番 2 1 号  
社名： 朝日航洋株式会社 神戸支店

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

当市の農地等情報総合ネットワーク管理システムは、農地台帳システムに加え、農地台帳の情報と地図を直接連動させるシステムを導入し、農地情報と地図情報を一元的に管理しています。

委託内容のうち、農地地図情報データの更新作業で必要となる地番図データと航空写真データは、当市資産税課所管のシステムにおいて当該業者が作成したもので、当該業者しか取り扱いできないデータであり、農地台帳の情報と地図との連動を効率的にシステムを構築できるのは当該業者であるため、特名随意契約を締結するものです。

7. 問合わせ先

課名：農業委員会

内線：2 4 2 6

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K-1
- 2 案件名称 外国人市民学習支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市中野町 地内ほか
- 4 履行期間 令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所:宝塚市南口2丁目14番1-3号  
名称:特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

当該事業は、外国にルーツのある18歳以下の市民等(主に小・中学生)を対象とした学習支援教室と、保護者を含む成人外国人市民を対象とした日本語教室を実施するものです。

こうした業務を推進していくには、本市における国際交流、外国人市民への対応の全般を熟知し、国際交流事業や外国人市民への支援業務等の実施経験が豊富であることが必要です。

当該協会は、市民による任意団体として昭和63年に設立されて以来、本市の国際化のため国内外において積極的に活動を続けており、平成17年4月にはNPO法人格を取得した市民団体です。外国語に堪能で海外の文化に造詣の深い会員が多く、人材も豊富であり、外国人市民団体とも深いつながりがあります。また、平成20年度からは宝塚市立国際・文化センターの指定管理者に指定され、本市の国際交流、外国人支援の拠点施設の管理運営を行っています。

当該事業は、平成22年7月に発生した市立中学校生徒宅火災事案を受けて、中学生がブラジル国籍であったことから、ブラジル国籍等の小・中学生を対象とした母語(ポルトガル語)教室や、保護者を含む外国人市民を対象とした日本語教室の実施に至ったことに端を発しており、当該団体は平成25年度から現在に至るまで当該事業を受託し、実施してきたことから、事業の継続性や支援内容の安定性確保の観点からも委託先として理想的であり、発展的な事業展開も望めます。

こうした経緯から、当該業務については、同協会に委託することが最も適切であると考えます。

- 7 問合わせ先 課名:文化政策課 内線:2666

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T33-54
- 2 案件名 手塚治虫記念館企画展業務委託
- 3 案件場所 宝塚市武庫川町地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 東京都新宿区高田馬場4丁目32番11号  
社名： 株式会社手塚プロダクション
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当  
  
(指定理由)  
この業務は、企画展の企画構成・資料収集、解説文執筆、展示物制作及びこれらを搬入・展示することである。企画展は幅広い視点からテーマを設定して開催するが、その大半が手塚治虫氏とその作品をテーマにしたものである。前記の業者はこれらの一切を、手塚作品の著作権者として監修すべき立場にあり、さらに、手塚治虫記念館の存在意義や企画展の目的及び趣旨を熟知している。したがって、本件業務を受託できるのは前記の業者をおいてほかに無い。
- 7 問合わせ先  
課名：手塚治虫記念館 電話：0797-81-2970

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 消－3
- 2 案件名 宝塚市消防本部エレベーター保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市伊子志3丁目地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日から  
令和11年(2029年)3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪市北区天満橋1丁目8-30  
社名：三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
  
(指定理由)  
エレベーターについては、製造メーカー毎に独自のシステムを採用しており、利用者の安全・安心を確保するためには、製造及び保守管理において、責任範囲を明確にした適切な保守契約を締結する必要がある。  
消防本部・西消防署合同庁舎のエレベーターは、三菱電機株式会社が製造したものであり、上記の三菱ビルソリューションズ株式会社関西支社については、製造業者の直系メンテナンス業者であるとともに、設置当初からの保守実績も良好であるため、安全性を重視し、契約相手に指定する。
7. 問合わせ先  
課名：消防本部総務課 内線：71-2104

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号           なし
- 2 案件名            15m級はしご付消防ポンプ自動車分解整備
- 3 案件場所          宝塚市山本南2丁目地内
- 4 契約期間          契約日   から   令和6年（2024年）9月30日
- 5 契約相手方  
住所：   兵庫県三田市テクノパーク32番地  
社名：   株式会社   モリタテクノス
- 6 指定理由  
（根拠）  
          地方自治法施行令   第167条の2第1項第  2  号該当  
  
          宝塚市契約規則       第20条第1項 ただし書 該当  
  
（指定理由）  
          はしご付消防自動車は、高所での消火、救助活動等に出動し、整備不良による不具合が発生した場合、重大な事故につながるおそれがあるため、消防用車両の安全基準に基づいて、定期的に精密な分解整備を行い、消耗部品等を交換し、安全な現場活動に万全を期する必要があります。  
          本車両は平成24年に株式会社モリタで製作されたものであり、独自に開発されている特殊な構造や装置が多々存在し、部品の調達や細部の精密な調整等については、他の消防ポンプメーカー等での整備は不可能です。  
          上記の業者については、本車両の製造業者の直系で整備を専門に行っている業者であり、この車両の特殊な装置を整備できる唯一の業者であるため、上記の業者と随意契約を行うものです。
- 7 問合わせ先  
課名：消防本部部隊管理室警防課           内線：71-2304

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 消－４４

2 案件名 宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センター  
消防救急デジタル無線システム保守業務委託

3 案件場所 宝塚市伊子志３丁目外 地内

4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月 １日 ～  
令和７年（２０２５年）３月３１日

5 契約相手方  
住所：神戸市中央区東町１２６番地  
社名：日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 第２号該当

宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターが運用している消防救急デジタル無線設備は各市町が単独で整備した無線基地局、移動無線局等の設備（以後「単独部」という。）と単独部を高機能消防指令システムと連動して利用するための無線回線制御装置等、各市町共通して利用する設備（以後「共通部」という。）から構成されており、単独部、共通部及び高機能消防指令システムが有機的に結合し、消防活動、救急活動時に必要な情報の伝達・共有を行っている設備となります。

当設備を常時安定稼働させるために単独部や共通部の接続方法や情報伝達のプロトコル等を把握して、迅速・的確な保守対応を行う必要があります。

上記に対応できるのは、本システムを開発、設置した日本電気株式会社のみであるため、同社を指定するものです。

7 問合わせ先

課名：指令課

内線：７１－２８３０

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 議会－3
- 2 案件名 本会議質問放送用データ等収録編集業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月 1日から  
令和7年（2025年）3月31日まで
- 5 契約相手方

住所：宝塚市逆瀬川1丁目11－1  
社名：株式会社エフエム宝塚

### 6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

（指定理由）

本会議の一般質問及び市議会広報用インタビュー等の放送は、幅広く市民に市政情報を発信するため、市内で唯一のコミュニティFM局である株式会社エフエム宝塚と市広報課との間で交わされた放送業務委託契約に基づく年間の放送時間枠の中で放送しています。

従って、本契約に基づき収録編集し制作された成果品は、同者において放送予定枠を事前に調整の上、放送予定日時を設定しています。

本業務である放送データの編集に当たっては、放送禁止用語の確認や沈黙時間を5秒以内に設定すること等の規制に対する審査が必要であり、編集データに不備があった場合にはデータ作成をやり直す必要が生じます。

放送者である株式会社エフエム宝塚が収録編集を行う場合は、同業務を遂行する過程で審査を行うことが可能ですが、他の業者が収録編集を行う場合は、放送者による審査期間が別途必要となるとともに、放送者から編集データの不備が指摘される可能性を想定し、データ作成をやり直す期間を設定しておく必要があります。特に一般質問の放送については、放送日数が長く、次の一般質問までに放送する必要があるため、放送日程に配慮して、事前調整ができるエフエム宝塚でしか本業務はできません。

市民にできる限り早期に放送を提供するには、放送者が責任を持ってデータ作成を行う必要があり、それができるのは株式会社エフエム宝塚しかありません。

以上のことから、株式会社エフエム宝塚以外の事業者では本業務に支障を来すと考えるため、上記の業者と随意契約を行うものです。

### 7 問合わせ先

課名：議会事務局 議事調査課 内線：2096

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委一
- 2 案件名 通学バス運行委託
- 3 案件場所 宝塚市西谷地区
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日 ～ 令和7年(2025年)3月31日

5 契約相手方

住所： 大阪府豊中市岡上の町1丁目1番16号  
社名： 阪急バス株式会社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)

西谷地区内における通学バス運行委託は、昭和30年代の西谷小学校上佐曾利分校と切畑分校の廃校及び本校への統合に伴い、遠距離通学・通園を強いられることになった園児、児童、生徒のために実施されたものである。上記事業者は、長年にわたり当該地域を営業地域としている唯一の路線バス事業者であり、その経験から地理や交通状況にも精通しているため、契約相手方とするものである。

7. 問い合わせ先

課名：教育企画課

内線：2174

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－158
- 2 案件名 養護学校スクールバス運行管理業務委託（R6 臨時）
- 3 案件場所 宝塚市立 養護学校
- 4 契約期間 契約日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで
- 5 契約相手方  
住所： 伊丹市池尻 3 丁目 224-3  
社名： フクユ観光バス株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書 該当

### (指定理由)

当該案件は市立養護学校に通う児童・生徒の通学時に、感染症拡大の予防としてスクールバス内で密集状態を避けるため、また最大乗車時間を 1 時間以内となるよう増便を行っている。

令和 3 年度に養護学校が有する通学バスと同等のリフト付き車両を持込可能な業者へ見積したところ現契約相手方の 1 者のみであったため、令和 3 年 9 月から同社と委託契約と締結している。乗車する児童・生徒は全て支援を要する者で、スクールバス利用に当たり特別な配慮が必要であり、バス運行者との信頼関係が特に重要であるところ、入札実施により事業者が変更となった場合、児童・生徒及びその保護者、学校と委託事業者（及び事業者運転手等）との間でこれまでに構築された信頼関係の再構築を余儀なくされ、場合によっては業務の円滑な実施に支障が生ずる可能性も十分にあり得ることから、引き続き現在の委託事業者に継続して委託することが望ましい。

よって地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、車両持込で業務遂行が可能であるフクユ観光バス株式会社を指定する。

### 7. 問合わせ先

課名：教育企画課  
内線：2 1 7 5

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 小学校教師用教科書・指導書①（単価契約）

3 案件場所 良元小外

4 契約期間 令和6年（2024年） 4月 1日 ～  
令和7年（2025年） 3月 31日

5 契約相手方

住所： 伊丹市中央1丁目2番14号  
社名： 森田昌宏堂

6 指定理由  
（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項 第3号該当

（指定理由）

教科書及び指導書については、官報等で価格が定められている。また、都道府県ごとにおおむね1ヶ所ずつある教科書供給会社が、その管内の教科書取扱書店を指定しており、その教科書取扱店を通じてでしか購入することができない。上記業者は、その指定された教科書取扱店であるため、その担当小学校の教科書・指導書購入分について、指定を行うものである。

7. 問い合わせ先

課名：教育企画課

内線： 2174

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 小学校教師用教科書・指導書②（単価契約）

3 案件場所 西谷小外

4 契約期間 令和6年（2024年） 4月 1日 ～  
令和7年（2025年） 3月 31日

5 契約相手方

住所： 川西市多田院 1-1-15  
社名： 森田書店

6 指定理由  
（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項 第3号該当

（指定理由）

教科書及び指導書については、官報等で価格が定められている。また、都道府県ごとにおおむね1ヶ所ずつある教科書供給会社が、その管内の教科書取扱書店を指定しており、その教科書取扱店を通じてでしか購入することができない。上記業者は、その指定された教科書取扱店であるため、その担当小学校の教科書・指導書購入分について、指定を行うものである。

7. 問い合わせ先

課名：教育企画課

内線： 2174

## 特名随意契約の理由書

1 案件名 小学校指導者用デジタル教科書使用に関する契約

2 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内

3 契約期間 令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日

4 契約相手方

住所： 大阪市淀川区宮原 3 - 4 - 3 0

社名： S k y (株)

5 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書 該当

(指定理由)

小学校指導者用デジタル教科書は、学校における教員の働き方改革の観点から、教員用校務系端末へのインストールやアップデート作業に係る教員の事務負担軽減を考慮し、教育コンテンツ配信サービス「Edumall」を利用したサーバー配信型を採用している。

「Edumall」を利用した小学校指導者用デジタル教科書利用に係るシステム構築や保守管理に関しては、「Edumall」導入を含めた学校の ICT 環境整備に係る契約を締結している上記の業者以外に、発注及び設定作業を依頼することができないため、契約相手方として指定する。

6 問合わせ先

課名：教育企画課

内線：2 1 7 5

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－515 号
- 2 案件名 学校給食用昇降機保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小林 5 丁目 外 地内
- 4 契約期間 令和 6 年(2024 年)4 月 1 日から  
令和 7 年(2025 年)3 月 31 日まで
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市東淀川区相川 2-20-9  
社名： 有限会社ダイキンエレベーター
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

### (指定理由)

当該保守点検を行う学校給食用昇降機は 9 つの製造会社の昇降機が設置されています。各製造会社に当該保守点検を依頼したが、既に他業者の定期点検により自社製以外の部品を使用していることや、購入後長期間が経っていることから責任をもって修繕することが出来ないとの回答でありました。

本見積業者は平成 25 年度の昇降機大規模修繕において、各製造会社の昇降機に対応した部品交換をしており、各学校の昇降機の状況を熟知しています。また、本見積業者とは、平成 30 年から令和 5 年まで当該保守点検業務委託契約をしており、点検内容も熟知しています。本見積業者と契約締結することにより、安全で迅速な保守管理が行えることから、特名随意契約を締結するものです。

7. 問合わせ先  
課名： 学事課 内線： 2178

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－４２５
- 2 案件名 学校保健管理指導委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目地内
- 4 契約期間 令和６年（２０２４年）４月１日～令和７年（２０２５年）３月３１日
- 5 契約相手方 住所 宝塚市小浜４丁目５番４号  
社名 一般社団法人 宝塚市医師会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第２項第４号

(指定理由)

当該事業を委託しようとしている団体は、幼稚園・小中学校・高校等に校医を派遣し健診事業を実施するほか、児童生徒教師の健康管理に従事しています。また、感染症による学級閉鎖や感染拡大防止のため助言・協議など学校保健事業推進のための中枢機関として活動している団体で、今後についても持続可能な学校保健の管理指導を行っていくことができます。

よって、本団体を契約の相手方として指名するものです。

- 7 問合せ先 学事課 内線番号 ２２０４

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管賃－40
- 2 案件名 市立宝塚小学校 仮設校舎賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市 川面 1 丁目 地内
- 4 契約期間 令和 6 年(2024 年)4 月 1 日から令和 7 年(2025 年)3 月 31 日まで
- 5 契約相手方 住所：芦屋市浜町 2 番 13 号  
社名：大和金属工業 株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項ただし書該当  
  
(指定理由)  
本契約の対象である仮設校舎については、児童増による教室不足を理由として、平成 19 年(2007 年)3 月 2 日付で賃貸借契約を大和金属工業株式会社と締結し、以後継続使用してきた経緯があります。  
本校の教室不足はいまだ解消しておらず、仮設校舎が不要となる時期の目途が立っていません。以上の理由により、現在の仮設校舎を引き続き使用するため、上記事業者と再度契約を行います。
- 7 問合わせ先  
課名： 施設課  
内線： 2187

(別 紙 2)

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号           学教委―1 0 1
- 2 案件名            人権・同和教育振興委託
- 3 案件場所          宝塚市内一円地内
- 4 契約期間          令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方  
                      住 所： 宝塚市東洋町1番1号  
                      名 称： 宝塚市人権・同和教育協議会
- 6 指定理由  
   (根拠)  
                      地方自治法施行令   第167条の2第1項2号該当  
                      宝塚市契約規則    第20条第2項第4号該当

(指定理由)

当該事業は宝塚市における人権・同和教育の推進と啓発の推進をめざすものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、昭和48年6月に部落差別の完全解消と同和問題の正しい理解の普及への取り組みを図るために発足した宝塚市人権・同和教育協議会に当該事業を委託しようとするものである。

また、当該事業を委託しようとしている同協議会は、人権教育の推進と啓発活動を通して人権文化都市の創造を図ることをめざし、市内の各種団体、機関及び個人をもって成る組織である。今日まで人権教育、啓発に係る調査研究・実践、研究会・市民集会等の開催など、市民の各層に人権尊重の理念を正しく浸透させるための人権教育及び啓発に取り組んできており、本市と連携協働しながら、これまでの取り組みから培った知識と経験を活かした人権・同和教育の継続的な啓発と推進が可能であり、本事業を推進するにふさわしい団体である。

よって、その事業の目的から同協議会以外に適した団体は存在せず、同協議会と契約を行うものである。

7 問合わせ

課名：学校教育課      内線：2272

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教学委-102～114
- 2 案件名 「トライやる・ウィーク」推進事業委託
- 3 案件場所 宝塚市仁川うぐいす台1丁目地内
- 4 契約期間 契約締結日～令和7年(2025年)2月28日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市立中学校  
名称：宝塚市立中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会 他
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則第20条第1項ただし書該当  
地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」実施要項  
地域連携推進活動（地域に活かす「トライやる」アクション）実施要項  
県教委交付金交付要綱  
  
(指定理由)  
当該事業は兵庫県教育委員会が示す上記実施要項の主旨に基づき学校教育活動として、中学校区により体験活動を推進するものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、各中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会に当該事業を委託しようとするものである。  
また、当該事業を委託しようとしている団体は、当該中学校の校長を代表とする団体で、「トライやる・ウィーク」事業を円滑に推進することを目的としており、市立中学校長や教頭、その他教諭等が構成委員であるので、各中学校での教育活動の課題や地域の状況・効果的な実施について充分把握していることから、本事業を推進するにふさわしい団体である。  
よって、その事業の目的から競争入札に適しないことから当該団体と契約を行うものである。
- 7 問合わせ先  
学校教育課（内線：2272）

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教学委—1 1 5～1 3 7
- 2 案件名 小学校体験活動事業委託
- 3 案件場所 宝塚市内各小学校 地内  
(良元小・宝塚第一小・小浜小・宝塚小・長尾小・西谷小・仁川小・西山小・売布小・長尾南小・末成小・安倉小・長尾台小・逆瀬台小・美座小・光明小・末広小・丸橋小・高司小・安倉北小・すみれガ丘小・山手台小・中山台小)
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和7年(2025年)2月21日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市内各小学校  
社名：小学校体験活動推進委員会  
(良元小・宝塚第一小・小浜小・宝塚小・長尾小・西谷小・仁川小・西山小・売布小・長尾南小・末成小・安倉小・長尾台小・逆瀬台小・美座小・光明小・末広小・丸橋小・高司小・安倉北小・すみれガ丘小・山手台小・中山台小)
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則第20条第1項ただし書該当  
環境体験事業実施要項及び自然学校推進事業実施要項  
  
(指定理由)  
当該事業は兵庫県教育委員会が示す上記実施要項の主旨に基づき学校教育活動として、小学校体験活動推進委員会により体験活動を推進するものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、各小学校体験活動推進委員会に当該事業を委託しようとするものである。  
また、当該事業を委託しようとしている団体は、当該小学校の校長を代表とする団体で、小学校体験活動推進事業を円滑に推進することを目的としており、市立小学校長や教頭、その他教諭等が構成委員であるので、各小学校での教育活動の課題や地域の状況・効果的な実施について充分把握していることから、本事業を推進するにふさわしい団体である。  
よって、その事業の目的から競争入札に適しないことから当該団体と契約を行うものである。
- 7 問合わせ先  
課名： 学校教育課  
内線： 2272

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教社委－3
- 2 案件名 令和6年度宝塚市学校支援地域本部事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市東洋町1番1号  
社名：宝塚市学校支援地域本部事業実行委員会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当  
  
(指定理由)  
宝塚市においては、学校・家庭・地域が一体となって「地域ぐるみで子どもを育てる」体制づくりを進めている。その推進にあたって、市は平成20年度より地域全体で学校教育を支援することを通して、地域と学校との連携体制の構築を図ることを目的として、契約相手方にその事業を委任しており、この案件における責任の所在は市にある。  
当該事業を委託しようとしている団体は、学校支援ボランティア活動に関係する、社会教育委員、PTA代表、ボランティア、学校長等が構成員であり、学校を地域が支援することについて、それぞれ豊かな知識や実践経験があり、本事業を推進するにふさわしい団体である。
- 7 問合わせ先  
課名：社会教育課  
内線：2221

## 特名随意契約の理由書

- 1 案 件 番 号 中図委 第2号
- 2 案 件 名 宝塚市立図書館中山台分室窓口等業務委託契約
- 3 案 件 場 所 宝塚市立図書館中山台分室  
宝塚市中山桜台5丁目15番2号(中山台コミュニティセンター2階)
- 4 契 約 期 間 令和6年(2024年) 4月1日 から 令和7年(2025年) 3月31日 まで
- 5 契 約 相 手 方  
住所 宝塚市中山桜台5丁目15番2  
号社名 中山台コミュニティ
- 6 指 定 理 由  
(根拠規定) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書  
(指定理由) 中山台コミュニティは、住民交流と住民主体の文化・学習・健康増進・福祉活動を促進し、住民が連携して地域コミュニティづくりに寄与することを目的に中山台ニュータウン区域内の住民によって設立された組織である。  
市立図書館中山台分室は、同団体が指定管理者となっている中山台コミュニティセンター内にあり、同団体の「まちづくり計画」(平成16年11月策定)においても住民主体の管理運営が検討されており、本市が示す「宝塚市協働の指針」の概念とも一致することから平成22年度から同団体に窓口等業務委託を締結している。  
当該年度も、中山台コミュニティセンター内での本業務において、市民協働の目的を達成する相手方としては、同団体のほかには契約の相手方はないため。
- 7 問 い 合 せ 先 課名: 中央図書館 電話番号: 84-6149

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 中図委—4
- 2 案件名 市立中央図書館 エレベーター保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市清荒神1丁目 地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日 ～ 令和11年(2029年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市北区梅田 1-13-1  
社名：フジテック株式会社 近畿統括本部
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
エレベーター設備は、制御方法や仕様が製造するメーカーによって大きく異なる。また、エレベーター設備は、ひとたび事故が起これば、人命にかかわるものであることから、機械の構造に熟知し、専用技術を有している当該エレベーターのメーカーである上記業者と契約する。
7. 問合わせ先  
課名：中央図書館 内線：84-6121

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 中図委－13
- 2 案件名 市立中央図書館、ベガ・ホール 中央監視装置等保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市清荒神1丁目 地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)4月1日 ～ 令和11年(2029年)3月31日

- 5 契約相手方  
住所：大阪市東淀川区西淡路1-3-26  
社名：株式会社総合電装

- 6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本件については、令和6年(2024年)3月5日開札の通常型指名競争入札の結果、応札者が1者のみであったことから入札取止めとなったものです。

本件案件の中央監視装置は、空調機器の制御を集中的に行う機器類であって、来館する利用者に適正な環境を提供する特殊性の機器システムであるため、再度、入札を行うとしても、新たな応札業者が現れる可能性は低く、業者決定まで日数を要し、空調設備の安定な運用に支障が生じることから上記業者と特名随意契約を行うものです。

7. 問い合わせ先

課名：中央図書館

内線：84-6121

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 中図単 第1号

2 案件名 新刊図書全件マーク(単価契約)

3 案件場所 宝塚市立中央図書館 他  
宝塚市内全図書館(分館、移動図書館含む)  
宝塚市清荒神1丁目2番18号 他

4 契約期間 令和6年(2024年) 4月1日 から  
令和7年(2025年) 3月31日 まで

5 契約相手方

住所 大阪府吹田市広芝町18番24号  
社名 (株)図書館流通センター 関西支社

6 指定理由

(根拠規定) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由) コンピュータ用図書データについては、図書購入当初から(株)図書館流通センターのマークを採用しており、途中からの変更はコンピュータプログラムの変更等を要すること、及びこれまで大量に発注し蓄積してきた図書データが使用不可になるため、経費等を考慮し、上記業者と契約する。

7 問合わせ先 中央図書館 電話:84-6121

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号            S 1 - 1
- 2 案件名             市立スポーツセンタープールろ過機修繕
- 3 案件場所           宝塚市小浜 1 丁目 地内
- 4 契約期間           締結日    ～  
                         令和   6 年（2 0 2 4 年）    1 2 月 2 7 日
- 5 契約相手方  
                         住所：    大阪市北区南森町 1 丁目 4 番 1 0 号  
                         社名：    理水化学株式会社
- 6 指定理由  
                         （根拠）  
                                 地方自治法施行令    第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
                                 宝塚市契約規則        第 2 0 条第 1 項ただし書該当

### （指定理由）

ろ過機のろ材及び操作弁は、製造メーカーにより材質等が異なっているため、本件のろ過機に適合するろ材及び操作弁は、自ずと製造メーカーのもののみとなる。従って、本業務は、本設備の製造業者である上記事業者が唯一履行できるものである。

よって、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び宝塚市契約規則第 2 0 条第 1 項ただし書きの規定により同事業者を随意契約の相手方とする。

### 7. 問い合わせ先

課名：スポーツ振興課

内線：2 2 1 5